

「（仮称）札幌市第2斎場整備運営事業」 実施方針 質問回答

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第		()			
1	施設規模について	1	第1	1	(2)	延べ床面積11,200～11,800㎡とあり、提案範囲としては600㎡しかありません。これは必須条件でしょうか。（例えば11,200㎡以上とくでは問題ありますか）	必須条件とお考えください。	2
2	延べ床面積に関して	1	第1	1	(2)	延べ床面積を限定する意図をお聞かせください。	施設の水準をある一定以上に保つため規定するものであり、規模の相違により、案の優劣が決定されることを避けるためです。	2
3	施設規模	1	第1	1	(2)	施設規模の対象となる延床面積は、車寄せのキャノピー部分やピロティ部分を除くものとして宜しいですか。	よろしいです。	2
4	施設規模	1	第1	1	(2)	施設規模の対象となる延床面積は、車庫を含まない面積（建築基準法第52条の1）=容積面積として考えて宜しいですか。	よろしいです。	2
5	施設規模	1	第1	1	(2)	予定施設は斎場（火葬場）としての諸室が要求されています。市民の葬儀方法に対しては様々な考えがありますが、当該施設の一部に葬儀の出来る諸室を設けることは当事業の方針作成時に検討されましたか。市民の要求等はありませんでしたか。	本施設は、火葬場として設置するものです。火葬場に必要ない施設を設けることは認めない方針です。また、火葬場に関連する施設であっても、葬儀等を行うホールを設けることは認めない方針です。	2
6	提示された施設概要での諸室の数の変更について	1	第1	1	(2)	施設提案審査で施設について、その内容、環境対策等について審査するとあるが、今後の札幌市民の火葬場での葬送行為のあり方を考え、サービス向上を図る方策の一つとして、提示されている告別時間より時間延長が可能となり、利用の待ち時間を短縮しようとする場合、提示されている施設概要の諸室の数を変更することは可能か。	告別室、拾骨室、特別控室の数は必須条件です。	2
7	火葬需要増に伴う使用燃料増加コスト負担	1	第1	1	(4)	火葬需要増による使用燃料増加分のコストについては札幌市サイドにてご負担いただけるよう要望いたします。（当該事象発生時には札幌市が増収となる一方、事業者がコスト負担増になるという構造を回避するため）あるいは、使用燃料コストは全て札幌市にて負担するという仕組みを要望いたします。	市が示した火葬件数の実績値が市の示した予測値を超えた場合については、光熱水費相当につき、市が負担することを想定していますが、詳細は契約書案で示す予定です。	1
8	大規模災害時の緊急火葬支援体制について	1	第1	1	(4)	・「大規模災害時」の定義と要求水準書案にある「災害時」の定義についてお教えてください。 ・大規模災害時の緊急火葬は、本事業に含まれますか？ ・その場合の光熱水費は事業者の負担ですか？	・基本的に同じです。 ・大規模災害時の緊急火葬は、本事業に含まれます。 ・その場合に増加した光熱水費は、市が負担します。	2
9	里塚斎場と第2斎場の利用区分について	1	第1	1	(4)	里塚斎場と第2斎場との利用区分はどのようになるのでしょうか。地域で分けるのでしょうか。火葬場利用者の判断によるのでしょうか。	豊平川を挟んで、東側の市民は里塚斎場を、西側の市民は第2斎場を利用していただけ予定です。ただし、これは、あくまでも市民が利用する場合の一つの目安と考えており、強制するものではありません。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第		()			
10	里塚斎場の休業について	1	第1	1	(4)	里塚斎場は平成38年3月31日まで、大規模改修等で、長期休場することが予定されているのでしょうか。	時期は未定ですが、第2斎場供用開始後に里塚斎場の火葬炉の大規模改修を予定しています。なお、全面休業とはせず、例えば15基ずつなど、開場しながらの改修を考えています。	2
11	第2斎場立地目的	1	第1	1	(4)	「西部・北部方面の市民の利便性向上」これは、里塚斎場と第2斎場の利用を地域的に(区別)利用斎場の指定を行うと言う事でしょうか?区分するとすれば、線引きはどのようなになるのか?又、市からの指定はどのような形態となるのか?(義務付け? 勧告?)	N o9のとおりです。	2
12	里塚斎場との2施設体制について	1	第1	1	(4)	第2斎場供用開始後は里塚斎場との2施設体制となりますが、第2斎場の受持つエリアとそれに対応した火葬件数、及び市外からの利用者に対するサービス提供等についての条件が、入札公告で明示されるのでしょうか。また火葬件数の予測値が実績値を大幅に超えた場合は事業者の負担となるのか、あるいは変動分につき料金等に加味されるのでしょうか。	利用者数見込み等については、特定事業選定時に示す予定です。また、火葬件数の実績値が予測値を超えた場合については、光熱水費相当につき、市が負担することを想定していますが、詳細は契約書案で示す予定です。	2
13	里塚斎場と第2斎場の業務領域について	1	第1	1	(4)	両斎場の業務領域を基本的に定めては如何でしょうか。火葬需要の増加に・・・とありますが、ある程度具体的な予想数字をお示しいただければ参考になります。	N o9, 12のとおりです。	1
14	火葬需要の推移	1	第1	1	(4)	平成18年度から平成37年度までの、札幌市における火葬需要、および里塚斎場と第2斎場への割振りの推測値がありましたらご回答ください。	利用者数見込み等については特定事業選定時に示す予定です。	2
15	需要に関して	1	第1	1	(4)	里塚斎場と(仮称)第2斎場のいずれかを使用するかは、利用者が選択するのですか?それとも利用者の居住区域等によって区分するのですか?	N o9のとおりです。	2
16	従業員の雇用又は再雇用	1	第1	1	(4)	「第2斎場供用開始後は、手稲火葬場を廃止し、」とありますが、現在手稲火葬場で働いている従業員は、第2斎場に自動的に転籍するのでしょうか。又は、一度解雇された後、第2斎場で再雇用するようになるのでしょうか。あるいは、全く雇用は考えなくても良いのでしょうか。ご教示下さい。	手稲火葬場の火葬業務は、里塚斎場の職員が行っていますので、雇用は考えなくてよろしいです。	2
17	「運営期間」について	2	第1	1	(5)	「第2斎場の運営期間は、平成18年4月1日から平成38年3月31日まで」とありますが、契約交渉等で着工が遅れた場合、その影響で運営開始時期もずれることになると思われますが、その場合の対応はどのように考えたらよろしいでしょうか。	契約交渉等で着工が遅れることは想定していません。	2
18	質問24 事業移転に於ける残存価値の扱い	2	第1	1	(6)	事業期間が20年であることに対して、施設(建物)の減価償却期間は35年から50年である。即ち、償却が終了しない状態で事業移転となる。事業移転はこの残存価値をもって、市に売却する考え方を取れないのか?リース会社にファイナンス・リースを組ませると、この残りの機関の償却分費用を最初の20年に乗せて、なおかつ、そのリース会社に利益が乗る為に、結果として高い買い物(サービス費)となることを忘れてはならない。	市は支払いの平準化をPFI導入の目的のひとつとしており、事業期間終了時は無償譲渡にしたいと考えています。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第		()				
19	事業方式について	2	第1	1	(6)	今回の事業方式についてB O T方式となっていますが、どのような御考えでB O T方式を採用されたのでしょうか。(厚生労働省通知等との整合性や民間事業者の参画を考えるとB T O方式のほうが宜しいのでは)	事業者に融資する金融機関の監視機能が期待できること、事業者の事業継続意欲が働きやすいことなどを勘案し、B O T方式が適当と判断しました。また、本施設は、地方自治法上の公の施設と位置づけしており、墓埋法上の経営主体も札幌市となります。これらの考え方は、厚生労働省通知等とも整合するものと考えています。	2	
20	従業員の再雇用	2	第1	1	(6)	20年間の運営期間終了後には、施設、備品を無償譲渡することになりますが、その際、事業者が雇い入れた従業員を市が再雇用する可能性はありますか。	現時点では考えていません。	2	
21	20年後の無償譲渡後について	2	第1	1	(6)	20年後に施設・備品を市に無償譲渡することになっていますが、その後は市が施設を運営しますか？場合によっては民間へ運営を再委託する場合は考えられますか？	現時点では考えていません。	2	
22	20年後の無償譲渡時について	2	第1	1	(6)	20年後に施設・備品を市に無償譲渡する時、施設及び火葬炉を補修済にする等の条件はどの程度想定すべきでしょうか？	契約書案において示す予定です。	2	
23	事業終了時の措置について	2	第1	1	(6)	事業終了時にS・P・Cが直接雇用している従業員やアウトソーシング契約等について継続して雇用、契約することは考えられますか。	現時点では考えていません。	2	
24	事業者の事業範囲	2	第1	1	(7)	施設は事業者が市に賃貸するとのことですが、事業範囲には賃貸業務が入っていないのはなぜでしょうか。	特段の意図はありません。業務名の表現方法については、今後検討します。	2	
25	忘れ物	2	第1	1	(7)	斎場内における遺族、会葬者の忘れ物はどのように対処するのですか？	社会通念に照らして、事業者でご判断ください。	2	
26	拾骨セット、骨壺等の予備	2	第1	1	(7)	拾骨セット、骨壺等を忘れてきたり、破損等が生じた場合、それに備えて斎場で予備を用意するのですか？	事業者でご判断ください。	2	
27	お帰り口の配車室の設置	2	第1	1	(7)	お帰り口の配車室は設置するのですか？	事業者でご判断ください。	2	
28	お帰り口の配車業務	2	第1	1	(7)	誰がお帰り口の配車をするのですか？(受付口の混雑が予想されるなら、お帰り口も混雑が予想される。)	事業者でご判断ください。	2	
29	施設の賃貸業務の明記について	2	第1	1	(7)	本施設は「公の施設」に位置づけられ、実施方針の別紙2(16頁)では、「市が事業者の所有する本件施設を賃貸借する」と明記されています。従って、事業範囲において、「札幌市への施設賃貸業務」という項目を明記すべきと考えます。	業務名の表現方法については、今後検討します。	1	
30	サービス購入料の減額、停止	3	第1	1	(8)	7	事業者へのサービス購入料の支払いに関し“市はそれを減額または停止する場合がある”との記載がありますが、減額の対象となるのはP16に掲載されている“サービス購入料2-1”に限定され、しかも事業者にその帰責事由がある場合と理解して宜しいでしょうか。	減額はサービス購入料全体から行う予定ですが、詳細は契約書案で示します。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()					
31	質問5 市有地の扱い	3	第1	1	(8)	7	斎場建設の土地は、市からの無償貸与との考え方であるが、具体的には以下のいずれを考えているか？ 一般定期借地権 50年以上 建物譲渡特約付き借地権（いわゆる建物買取型定期借地権） 30年以上 事業用地権（いわゆる短期型定期借地権） 10年以上20年以下	民法上の使用貸借とし、事業者の本事業実施のための本件施設の所有に対して、土地の使用を認める予定です。	2
32	市が支払うサービス購入料について	3	第1	1	(8)	7	火葬炉にかかる光熱水費が事業者の負担となつていますが、特別な対象を扱っていること、災害時を含めマーケットリスクが非常に大きいこと等から、公の施設の管理者である札幌市殿の負担とすべきではないでしょうか？ VFMを大きくするために事業者のリスクとするのではなく、公の施設の管理者としての基本的な考え方につきましてご教示ください	市は、市の示す火葬予想数を超えた火葬数増加に伴う光熱水費の増加分は支払う予定です。	2
33	地方自治法第244条の「公の施設」	3	第1	1	(8)	7	「公の施設」としての条例、利用規則は、何時、札幌市議会で決定される予定ですか？	札幌市火葬場条例（昭和59年3月30日条例第9号）の改正は、平成17年度に行う予定です。	2
34	市が支払うサービス購入料について	3	第1	1	(8)	7	銀行団との融資方式等の交渉に当たり、市が支払うサービス購入料を融資の担保にすることは可能ですか？	可能とする予定です。	2
35	事業スキーム図について	3	第1	1	(8)	7	この図だけでは札幌市と金融機関等の関わりが見えません。市と金融機関の直接協定等も含めた想定事業スキーム図をご提示頂けないでしょうか。	市と金融機関の関わりは、事業者の提案によって異なると考えています。したがって、図を提示する予定はありません。	2
36	「使用料払込」の定義	3	第1	1	(8)	7	3ペ-ジの図に示されているSPCから札幌市への「使用料払込」とは、何を意味しているのか。	事業者が火葬場利用者から徴収した火葬場の使用料を想定しています。	2
37	サービス購入料の物価変動、金利変動に関する規定	3	第1	1	(8)	7	規定とは、具体的に何を指すのか。この事業のために、制定する場合、いつ示していただけるのか。	規定とは、今後示す契約書案を指します。	2
38	「火葬場の使用料」について	3	第1	1	(8)	7	「火葬場の使用料（火葬炉使用料、特別控室使用料等）」は市の収入となるとありますが、利用者より収受した当該使用料のメ切や送金期限は何時になるのでしょうか？ 事業会社の運転資金の一部に活用できるほどの期間があるのでしょうか？	原則翌日までに指定金融機関等に振り込むこととなります。また、公金ですので一切事業会社の運転資金にすることはできません。詳細は、契約書案で示します。	2
39	火葬料金について	3	第1	1	(8)	7	火葬料金は市が定めるのですか？ また、その料金はすべて同一価格なのでしょうか？ 例えば設備のグレードに応じた価格とするようなことは可能でしょうか？	火葬料金は市が条例において定めます。火葬料金は同一価格とする予定です。	2
40	売店、喫茶・軽食事業	3	第1	1	(8)	4	売店、喫茶・軽食事業につきましては“その収入が直接事業者のものとなる”とのことですが、本件施設の利用者減少に伴う当該収入の減少に関するリスクはP15【施設利用者の減少】リスクと同様に札幌市にご負担いただけると認識して宜しいのでしょうか。それとも、売店、喫茶・軽食事業に関しましては独立採算となるのでしょうか。（本件施設の性格上、売店、喫茶・軽食施設の利用者は限定されており独立採算制の採用は難しいと史料します。仮に独立採算とするのであれば、一定の収入を札幌市が事業者に対し保証する等何らかの手当てを要望いたします）	売店は、本施設の運営上必要な施設と位置づけています。売店販売収入は、直接事業者の収入となりますが、必ずしも独立採算を求めるつもりはありません。	1,2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()					
41	質問26 売店販売に関わる人件費	3	第1	1	(8)	イ	実施方針説明会の席上、売店、飲食は収支に関わりなくやって欲しい旨の発言がなされたが、売店・食堂運営に関わる人件費、物件費がそこからの収入と相殺されない旨の明記が必要である。	売店は、本施設の運営上必要な施設と位置づけています。売店販売収入は、直接事業者の収入となりますが、必ずしも独立採算を条件とする考えはありません。	2
42	火葬場使用料について	3	第1	1	(8)	イ	火葬場の使用料はS P Cが徴収し札幌市に払込とありますが、札幌市への払込は年にどの程度想定していますか。	原則、徴収日の翌日までに払い込んでいただきます。詳細は、契約書案で示します。	2
43	売店販売内容の範囲について	3	第1	1	(8)	イ	民間事業者による新しいサービスを考える場合、付帯施設とし従来の売店、喫茶軽食コーナー以外のものが想定される場合があると思われませんが、その他施設の内容の許容可能範囲について、検討されていればご教示ください。	本施設は、火葬場として設置するものです。火葬場に必要ない施設を設けることは認めない方針です。また、火葬場に関連する施設であっても、葬儀等を行うホールを設けることは認めない方針です。	2
44	売店、喫茶・軽食コーナーの運営について	3	第1	1	(8)	イ	売店や喫茶軽食コーナーの運営は、価格、品揃、納入元等を事業者の裁量に委ねて事業者収入を大きくし、これを通じて市の財政負担を軽減することも重要かと考えられます。一方で、市から推薦のある福祉団体等に納入を依頼するなどして、福祉行政を推進する等の立場も重要かと考えます。本件PFIに関し、事業内容を審査するにあたって、これらを評価する基準を示してもらえないでしょうか？	審査基準については、入札公告時に示します。	2
45	特別控室への料理等の提供	3	第1	1	(8)	イ	事業者の収入うち、売店収入、喫茶・給食コーナーの収入は直接事業者の収入になりますが、特別控室において事業者が料理及び酒類を利用者へ供し、直接事業者収入にすることは可能でしょうか。	可能です。ただし、特別控室利用者に対して提供できるメニューは、喫茶・軽食コーナーで提供しているメニューに限定します。	2
46	第2 斎場の寿命	4	第1	1	(9)		平成38年3月の所有権移転以降、札幌市は第2 斎場をいつまで使用する予定でしょうか（斎場の寿命を何年と考えたらよろしいでしょうか）。建物の耐久性を50年とするのと100年とするのでは、設計思想がかなり異なってきます。	建物の耐久性能は、60年を想定しています。	2
47	選定基準	5	第1	2	(1)		・ 予定価格については公表されますか？・ 公表される場合は、P S Cレベルですか？ V F Mをおり込んだP F I価格ですか？	予定価格については、PFI価格で公表する予定です。	2
48	質問4 選定基準	5	第1	2	(2)		事業評価手法には、Discounted Cashflow Method(DCF)を使うと推測される。その場合の、Discount Rateの提示と、その根拠を明らかにせよ。	V F M評価時のDiscount Rateについては、特定事業選定時に示します。	2
49	予定価格の公表について	5	第1	2	(2)		特定事業選定にあたっての評価項目が4つ出ていますが、予定価格（20年間の単純合計と現在価値換算の額）は公表していただけないのでしょうか。	予定価格については、入札公告時に示す予定です。	2

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()			
50	質問2 何故総合評価一般競争入札なのか。公募プロポーザル方式を採用しない理由を明らかにせよ	6	第2	1	<p>一般総合競争入札の意味する処は、仕様入札である。単品の納入、施設建設であれば、一般競争入札でなんら問題を起こさないが、本件において、一般競争入札を志向すると次の問題を起こすリスクが高い。</p> <p>応札者と結ぶ事業協定書及び、SPCと締結する事業契約書のDRAFTが市当局より提示されていないことから、本来、仕様入札の根幹となるGENERAL CONDITIONSが提示されていないことと同義になり、応札する民間事業者（候補）は、提示されていない条件を全て飲む(Full Comply)することを強要されたことになる。この論点は質問1で指摘した、民間事業者の経営自由度に対して足枷を掛けたことと同義である。</p> <p>操業部分以外で、本件が、札幌市と落札者だけの二者間契約だけでなく、非常に数多くの契約がお互いの契約をreferしながらのストラクチャードな形態となる。それら契約を結ぶ際に、一般競争入札では、契約交渉の余地が殆どなくなる為、事実上契約締結が困難となる。</p> <p>それを迂回する手法を市と共同で考えることはやぶさかではないが、その為の弁護士費用のコストは馬鹿にならない。そのコストは大まかに云って、市が本件でセーブ出来るコスト6億円の内1年分=30百万円乃至それ以上を必要とする。即ち、一般競争入札とした為、既に一年分のセーブコストは失われると云っても過言ではない。</p> <p>以上質問1に立ち返る様であるが、本件をBOT形式の「事業」として市が取り組む理由が、公表されたスペックでは矛盾に満ちているとしか云いようがない。</p> <p>BOT系事業の際の最大のリスクは、事業に対する当事者間の認識のずれを埋めること無く進めた場合である。即ち、有事（リスクの顕著化）の際にお互いの認識の違いと、利害関係の違いが対処法を取る際に遅れを生じさせ、被害を最小限に止めることを出来なくするおそれが非常に高いことである。本件をこのまま進めることは、このリスクに完璧に合致していると云わざる得ない。</p> <p>一般競争入札形式を以て20年間の事業に取り組む考えの市に対して、上記リスクに対するいかなる解を持つものかお伺いしたい。</p>	総務省通知等に基づき、総合評価一般競争入札方式を採用する予定です。	2
51	事業者の募集及び選定の手順	6	第2	2	<p>事業者の選定から仮契約まで1ヶ月強しかありませんが、一般競争入札だとしても契約文言の明確化等の協議はあるはずで、そのための期間としては短すぎるのではないのでしょうか。</p>	<p>スケジュールがタイトであることは認識していますが、ご協力をお願いいたします。また、本事業は入札制度に基づいて行うものであり、落札者決定後の契約交渉は予定していません。</p>	2
52	事業者を選定された後、本契約まで至らなかった場合について	6	第2	2	<p>双方合意に達せず本契約に至らなかった場合、その後の事業計画に影響を及ぼすことも考えられます。その場合のペナルティー等は無いものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業の事業者選定は総合評価一般競争入札で行う予定です。したがって、落札後、本契約に至らなかった場合には、入札制度に基づいた対応になると考えています。</p>	2
53	日程について	6	第2	2	<p>事業者の選定から仮契約、本契約まで4ヶ月あまりしかなくスケジュール的に非常にタイトであり、市と事業者間の事業契約の検討等に関して十分な時間の確保ができないおそれがあります。</p>	<p>スケジュールがタイトであることは認識していますが、ご協力をお願いいたします。また、本事業は入札制度に基づいて行うものであり、落札者決定後の契約交渉は予定していません。</p>	1

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()			
54	一般競争入札参加資格確認について	6	第2	2	4/22に開催された実施方針等の説明会において、「参加資格確認の登録については、入札の告示の後、すぐを予定している」と、口頭での説明がありましたが、具体的にいつ頃を予定（7月下旬なのか8月上旬なのか）されているのか、ご明示下さい。	一般競争入札参加資格確認申請書の提出時期は、8月上旬頃を想定していますが、詳細は入札公告時に示します。	2
55	要求水準書（案）の提示時期について	6	第2	2	本事業は、総合評価一般競争入札方式を採用しているため、入札の告示において、契約書（案）が提示されることが想定されます。しかし、本選定方式においては、契約書（案）の内容の変更は基本的には認められていないため、契約書（案）に対する民間意見・質問を反映する場を設けていただきたい。具体的には、入札告示前に、契約書（案）の雛形的な位置づけとして「条件規定書」という形で提示していただき、それに対する意見書の受付だけは最低限行っていただきたい。	契約書案については、入札公告前に示し、意見をいただく予定です。	1
56	S P C の設立時期について	6	第2	2	4/22に開催された実施方針等の説明会において、「S P C は仮契約締結までに設立」と、口頭での説明がありましたが、「本契約までに設立」の間違いではないでしょうか。仮に、仮契約までにS P C 設立する場合は、事業者選定の11月中旬から正味1ヶ月しか時間しかなく、スケジュール的に厳しいと考えます。	スケジュールがタイトであることは認識していますが、ご協力をお願いいたします。SPCは仮契約締結までに設立してください。	2
57	施設提案について	6	第2	2	施設提案の提案書必要図面、資料などの書式、部数などは、8月上旬の入札説明会に提示されると解釈してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	2
58	参加表明書について	6	第2	2	参加表明書の提出時期についての、記載がありませんが、今回提出の必要がないと考えてよろしいのでしょうか。3.入札に関する条件に記載されている、「一般競争入札参加資格確認申請書」提出をもって、参加表明と捉えるのでしょうか。	お考えのとおりです。	2
59	事業者の選定と仮契約締結までの期間が短い	6	第2	2	事業者の選定と仮契約締結の期間が1.5ヶ月と短く、また年末の繁忙な時期のため実質的には1ヶ月となります。S P C の設定手続きだけでも約1ヶ月を要します。また、同時に事業契約の内容も詰めるとなると非常に期間が短いため、年末を外し、協議や調整の期間を含め3ヶ月の期間を望みます。	スケジュールがタイトであることは認識していますが、ご協力をお願いいたします。本事業は入札制度に基づいて行うものであり、落札者決定後の契約交渉は予定していません。SPCは仮契約締結までに設立してください。	1
60	第2-2 事業者の募集及び選定の手順（予定）	6	第2	2	4月22日の説明会において、「一般競争入札参加資格確認申請書の提出時期は、入札告示から入札説明会までの間」という御説明を受けましたが、他の先行事例を見ますと、通常、入札説明会及び入札説明書に対する質問の受付・回答後に資格審査を行っているようです。また、実施方針P6～P7に、「資格確認申請書の提出時には、入札参加者の構成員について明らかにすること」とありますが、応募する側から申しますと、入札説明書等の具体的な内容を確認させていただいた上で、グループ構成の最終決定を下したいところです。できましたら、他の事例同様、入札説明会及び入札説明書に対する質問の受付・回答後に資格確認申請書を提出する手順でお考え頂けませんでしょうか。	提出時期は、No54のとおりです。	1

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第		()				
61	一般競争入札参加資格確認申請書	6	第2	3	(1)	7	当該申請書フォームは入札公告時に開示されるのでしょうか。また、その提出タイミングはいつになるのでしょうか。 弊社の場合、札幌市の入札参加資格を保有していませんが事前に当該ライセンスの取得が必要になりますでしょうか。	・申請書様式は入札公告時に示します。 ・提出時期は、No54のとおりです。 ・代表企業になる場合は、本市の入札参加資格の登録が必要とする予定です。	2
62	質問3 資格審査の時期が明示されていない。	6	第2	3	(1)	7	この部分の文面を読む限り、「一般競争入札参加資格確認申請書」によって応募者の資格審査を先ず行う様に読みとれる。その時期が実施方針P6の選定順序に明記されていない。平たく云えば、最初にP/Q(Pre-Qualification：資格審査)を行い、そこで、候補者を絞り込む手順を踏むのであれば、その時間軸を明示乞う。	No54のとおりです。	2
63	一般競争入札参加資格確認申請書について	6	第2	3	(1)	7	申請書の受付期間を明示願います。申請書は本件用として特別の書式がありますか。ありましたらご提示願います。	No54のとおりです。	2
64	代表企業の変更	7	第2	3	(1)	オ	入札参加資格確認申請書提出後から入札時までの期間において、事業グループ内での代表企業の変更は可能としていただきたい。	やむを得ない事情であると判断した場合は、代表企業の変更を認めたいと思います。	1
65	資格確認提出書の提出時期	7	第2	3	(1)	オ	「資格確認提出書の提出後入札時まで」とありますが、資格確認提出書はいつまでに、提出する必要があるのでしょうか。	No54のとおりです。	2
66	入札参加者の構成の中で火葬炉企業の参加条件について	6	第2	3	(1)	カ	入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできないが、火葬炉企業の場合は、協力企業として複数の入札参加企業に参加できることができるが、入札参加の際に他の企業と平等な競争を考えた場合問題がないのか。協力企業と参加した場合と構成員となった場合とでは、リスクに関する事項で差が見られ、入札金額に差が表れるのではないのか。	火葬炉企業を構成員とするかどうかについては、民間事業者の判断に委ねます。民間事業者側において、構成員とすることの有利、不利等を検討してください。	1
67	火葬炉企業の入札参加者としての条件	7	第2	3	(1)	カ	「なお、火葬炉企業の構成員については、...協力企業となることを可能とします。」とありますが、ある火葬炉企業は A 入札参加者の構成員で B 入札参加者の構成員はなれない A 入札参加者の構成員で B 入札参加者の協力企業はできる A 入札参加者の協力企業で B 入札参加者の協力企業はできると解釈すれば宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	2
68	設計企業の評価基準に関して	7	第2	3	(2)	7	設計企業に関しては、一級建築士事務所登録又は同等の資格、実績が入札参加の資格要件とされています。仮に設計企業が齋場を設計した実績を示すとすれば、審査に当たって評価が高くなるのでしょうか？それとも提示する設計図書に基づいて、評価がなされるのでしょうか？	基本的には、提示する設計図書を中心として評価を行う方針ですが、詳しくは入札公告時に示す予定です。	2
69	建設企業の評価基準に関して	7	第2	3	(2)	イ	建設企業については客観的点数が1200点以上とされていますが、より高い点数の企業の方が、高い評価を得られるのでしょうか？経営状況を示すV評点などを斟酌する基準があるなら、示していただけませんか？	事業者選定基準については、入札公告時に示す予定です。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第		()			
70	火葬炉企業の資格要件について	7	第2	3	(2)	ウ	「1つの施設に火葬炉を10基以上の納入・設置した実績」とありますが、これは、「『同時期に』10基以上」という解釈でよろしいでしょうか。	2
71	事業の評価基準	7	第2	3	(2)		本事業を事業期間中に安定的に遂行する能力を評価するにあたっての、評価項目と評価基準とを明らかにしていただけないでしょうか？	2
72	指名停止期間中の定義について	8	第2	3	(3)	イ	「指名停止期間中でないこと」とありますが、資格審査日のみ一時点で該当している場合が、構成員の制限に抵触しているという解釈でよろしいでしょうか。	2
73	構成員の制限	8	第2	3	(3)	ウ	(3)構成員の制限 - ウ において、関連会社の範囲をご規定ください。特に、子会社について直系の子・孫会社のみとするのか、グループ会社まで範囲を広げるのかをご回答願います。	2
74	札幌市税	8	第2	3	(3)	エ	【構成員の制限 エ】に札幌市税を滞納していないこととの記載がありますが、これを証明するために納税証明書を提出することになるのでしょうか。仮に、提出が必要となった場合、提出対象となる札幌市税の種類及び対象期間（対象年度）をご明示いただけますでしょうか。また、提出対象に軽自動車税が含まれる場合、弊社はリース会社につき軽自動車保有台数が多く、1台1台の納税証明書を徴求することは現実的には不可能に近いため、当該証書の免除を要望いたします。	1,2
75	アドバイザー業務に関与したものについて	8	第2	3	(3)	オ	PFIAドバイザリー業務以外に、各種テクニカルアドバイザー会社が関与していますが、各社の役割と、今後の本事業の関わり方について、ご教示ください。	2
76	構成員の制限の確認を行う日について	8	第2	3	(3)		構成員の制限において、制限事項の確認する日が示されておりません。7月中に予定されている一般競争入札参加資格確認申請書提出時との理解でよろしいでしょうか。	2
77	制限規定の判断基準時点について	8	第2	3	(3)		当該頁記載の各種制限事項について、その判断される基準日若しくは判断期間はいつとなるのでしょうか、ご教示ください。	2
78	不適格事項の時期について	8	第2	3	(3)		ア、イ、ウ、エの事項に該当する場合その企業は構成員として不適格ということですが、それぞれいつの時点での判断になるのでしょうか。またその時点以降、この規定に相当する事由が生じた場合にはどうなるのでしょうか。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第		()			
79	アドバイザー業務に関与した企業について	8	第2	3	(3)	アドバイザー業務に関与した企業とその関連会社は構成員になれないということですが、基本構想の作成において市の情報を容易に入手する立場にあったと考えられる関係企業はこれに含まれないとの解釈になるのでしょうか。	本事業において、基本構想は参考という位置付けにしています。また、基本構想策定時点では、具体的な建設場所を想定していませんでした。したがって、基本構想受託者が、他の民間事業者に比べて、有利な情報を保有しているとは考えていません。	2
80	指名停止の期間	8	第2	3	(3)	構成員の制限の中で、参加資格として「札幌市の指名停止期間中でないこと」とされているが、どの時点で指名停止を受けていると参加資格を失うのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。	2
81	札幌市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類に関して	8	第2	3	(3)	札幌市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類は、提出する必要があるのでしょうか。必要な場合、具体的にどのような書類を提出すればよろしいのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。	2
82	SPCの条件	8	第2	3	(4)	SPCは商法上の株式会社とのことですが、最低資本金の制限はあるのでしょうか。	最低資本金の制限は設けない予定です。	2
83	「やむを得ない事情」の解釈	8	第2	3	(4)	「落札後に、やむを得ない事情で構成員以外のものでSPCに出資をしようとする場合には、市の承諾が必要となります。」とありますが、この場合の「やむを得ない事情」とは、市はどのような場合を想定されているのか、ご教示ください。	構成企業の会社更生法や民事再生法適用等を想定しています。	2
84	質問28 SPC	8	第2	3	(4)	SPCの株主間協定書（案）、定款（案）の提示時期を示せ。	市で示す予定はありません。SPCの株主間協定書及び定款は、仮契約締結前に市に提示してください。	1
85	代表企業によるSPCへの出資について	8	第2	3	(4)	代表企業については、必ずSPCに出資することとありますが、その出資割合については特に規定はないものと考えてよろしいでしょうか。	特に規定しない予定です。	2
86	SPCへの出資	8	第2	3	(4)	SPCへの出資を予定する構成員を入札時に明らかにする事とありますが、企業名だけ明確にすれば宜しいのですか。	想定されている出資割合も提示していただく予定です。	2
87	構成員と出資について	8	第2	3	(4)	構成員の全てがSPCに出資する義務は無い（出資をしない構成員がいてもOK）との理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	2
88	入札参加者の構成員について	8	第2	3	(4)	「SPCに対して出資することを予定している者は、入札参加者の構成員となってください」とありますが、実施方針の8頁目で記載されている「入札参加者の構成」で列挙されている5つの構成員（設計企業、建設企業、火葬炉企業、維持管理企業、運営企業）に該当しない場合には、どのように対応すればよろしいのでしょうか。	5つの構成員（設計企業、建設企業、火葬炉企業、維持管理企業、運営企業）は限定列挙ではありません。これらに該当しない企業も構成員になれますので、出資は可能です。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第		()			
89	SPCへの出資構成員の追加について	8	第2	3	(4)	落札後におけるSPCへの新しい出資者に関して、市が承諾する「やむを得ない事情」について、具体的にご教示ください。	構成企業の会社更生法や民事再生法適用等を想定しています。	2
90	S.P.Cに対する出資について	8	第2	3	(4)	代表企業以外の構成員の出資については、どのようにお考えですか。	民間事業者の判断に委ねます。	2
91	SPC設立の時期	8	第2	3	(4)	落札者は、SPC(株式会社)を設立することと定められていますが、いつまでに設立しなくてはならないのでしょうか。仮契約まででしょうか、本契約まででしょうか。	SPCの設立は、仮契約までにお願ひします。	2
92	特別目的会社(SPC)設立会社の資本金について	8	第2	3	(4)	商法上、株式会社の資本金は1,000千万以上ありますが、特別目的会社の出資金においても、1,000千万以上と解釈してよろしいでしょうか。ご指示願ひします。	お考えのとおりです。	2
93	質問6 事業者選定委員会関連	8	第2	4	(1) 7	事業者選定委員会の氏名、職歴、委員会での業務分担を明らかにせよ。事業選定委員会の責任範囲を明らかにせよ。即ち、委員会は、自ら行う選定結果に対して、何処まで責任を負うのか明らかにせよ。市と事業選定委員会の関係を更に明らかにせよ。文面からは、「市は選定委員会の審査に基づき」とあるが、落札者の決定に関わる責任がどちらにあるのか曖昧である。申し訳ないが、選定委員会を設置する必然性が今ひとつ理解出来ない。2002年4月10日に行われた日本PFI協会主催の第10回セミナーに於いても、日本PFI協会の植田専務理事や、市が今回Retainしている三井安田弁護士事務所の前田先生が、選定委員会の意味を疑問視する発言を行っている。その意味する処は、事業そのものが持つ高度な専門性と、一方で相反する事業の効率性や経済性と云った問題を総合的に判断することは、単なる学識経験者や、土地の有力者で構成されることの多い選定委員会では的確に出来ないということである。このセミナーの中で、選定委員会の選考プロセスを公表しない地公体が増えていることに対して、透明性、及び、選定委員会のアカウントビリティも疑問視されている。市は、選定委員会の選考プロセスを開示することを約して貰いたい。交渉権者に漏れた場合の落選理由説明会を一社毎に行うことを約して貰いたい。パシフィックコンサルタンツが、コンサルタントを務めた千葉市消費生活センターの件では、市はコンサルの勤めに則り、かかる説明会を開いた。その態度は非常に立派であり評価している。	事業者選定委員の役割、委員名等は、入札公告時に示す予定です。	2
94	事業者選定委員会委員の公表	8	第2	4	(1) 7	説明会開催時に口頭で、6名の委員の専門分野については説明がりましたが、委員名についても早期に公表していただければと思います。	事業者選定委員会の委員名については、入札公告時に示す予定です。	1
95	事業者選定委員の学識経験者の選定基準について	8	第2	4	(1) 7	事業提案の審査は、学識経験者等の外部委員により構成される事業者選定委員会で行いますとあるが、学識経験者の選定基準はどのようになるのか。学識経験者とは、ある専門の分野の学問的業績が相当程度以上の評価を受け、かつ社会的にも見識を認められるような経験豊富な人であるということから、火葬に関して関連する学会等に研究発表を行い評価を受けている人物を指すのか。	ご指摘の通り、学識経験者とは、ある専門の分野の学問的業績が相当程度以上の評価を受け、かつ社会的にも見識を認められるような経験豊富な人と考えていますので、その観点から市において入選し、委員を委嘱しています。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第		()				
96	委員会メンバーの公表	8	第2	4	(1)	7	事業者選定委員会のメンバーは、いつ公表されるのでしょうか。	事業者選定委員会の委員名については、入札公告時に示す予定です。	2
97	S P Cへの融資方式について	8	第2				オフバランスのプロジェクトファイナンス方式ではなく、フルリコースのコーポレートファイナンス方式を採用することは可能ですか？	資金調達方法については事業者の判断にお任せします。	2
98	施設・業務提案の評価方法・基準について	9	第2	4	(1)	1	施設提案及び業務提案に関わる審査基準は、要求水準書の各項目に照し合せたかたちで明確にされるのでしょうか。	事業者選定基準については、入札公告時に示す予定です。	2
99	火葬炉設備の仕様について	9	第2	4	(1)	1	入札参加者に本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備、運営・管理システム等について積極的な提案を望むものがあるが、具体的な業務の範囲は要求水準書(案)を参照とあり、火葬炉設備に付いて具体的な仕様が明記されている。P F Iの精神に基づき、事業者の自由な発想ができるような要求水準書としたほうが良いのではないのか。	現在、火葬炉設備には構造指針がなく、各社独自の設計となっており、火葬炉を構成する各機器の性能について稼働後の評価が大きく分かれております。また、ダイオキシン類問題を契機に火葬炉設備も大きく変わってきています。このような状況を踏まえ、火葬炉設備の仕様については詳細に規定してはいたしましたが、このたび、これに対する意見も多かったことから、直接、会葬者や住民にかかわりのあるものを除き、仕様を簡潔にいたします。	1
100	施設概要について	9	第2	4	(1)	1	入札参加者に本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備、運営・管理システム等について積極的な提案を望むものがあるが、具体的な業務の範囲は要求水準書(案)を参照とあり、施設概要で諸室の構成や面積が定められている。P F Iの精神に基づき、葬送行為の内容も含め建物構成についても事業者の自由な発想ができるような要求水準書としたほうが良いのではないのか。	ご意見として承りました。	1
101	火葬炉設備の仕様について	9	第2	4	(1)	1(4)	具体的な業務の範囲は要求水準書(案)を参照とあり、火葬炉設備に付いて仕様が明記されている。入札参加者に本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備、運営・管理システム等について積極的な提案を望むものがあり、施設提案審査について、その内容、環境対策について審査しますとあるが、現状では火葬炉設備要件はメーカーの提案の自由度を無くす仕様となっていると思われるが、環境対策上有効となるようであれば、その仕様に拘らず、自由な提案を行うことは可能か。またその仕様を決定した根拠と不可能な場合は理由を伺いたい。	現在、火葬炉設備には構造指針がなく、各社独自の設計となっており、火葬炉を構成する各機器の性能について稼働後の評価が大きく分かれております。また、ダイオキシン類問題を契機に火葬炉設備も大きく変わってきています。このような状況を踏まえ、火葬炉設備の仕様については詳細に規定してはいたしましたが、このたび、これに対する意見も多かったことから、直接、会葬者や住民にかかわりのあるものを除き、仕様を簡潔にいたします。	2
102	施設概要・仕様等について	9	第2	4	(1)	1(4)	施設提案審査で施設について、その内容、環境対策等について審査するとある。具体的な業務の範囲は要求水準書(案)を参照とあり、P. 2. 5に示す仕上計画についてで、参考に基本構想の仕上表が掲載されている。提示されている条件を満たす場合は掲載されている仕上に拘る必要がないのか。	要求水準書に示す仕上げ表は参照です。具体的な提案は、事業者によります。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()	()				
103	火葬炉設備の仕様について-火葬炉形式について	9	第2	4	(1)	1(4)	<p>具体的な業務の範囲は要求水準書(案)を参照とあり、火葬炉設備に付いて仕様が明記されてある。入札参加者に本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備、運営・管理システム等について積極的な提案を望むものとするが、要求水準書(案)P.31に示されている、火葬時間について標準炉の場合主燃焼バーナ着火から主燃バーナ消化まで通常60分とするが、大幅に火葬時間を短縮できるとした場合、P.36(ア)主燃焼室に示されている炉の型式にかかわる条件について変更は可能か。不可能な場合はその理由を伺いたい。</p>	<p>本市の葬送慣習や単位時間当りの排ガス処理量等を考慮すると、標準炉の通常の火葬時間は60分程度が適当と考えています。従って、火葬時間を大幅に短縮する必要はありません。</p>	2
104	火葬炉設備の仕様について-火葬炉形式について	9	第2	4	(1)	1(4)	<p>具体的な業務の範囲は要求水準書(案)を参照とあり、火葬炉設備に付いて仕様が明記されてある。入札参加者に本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備、運営・管理システム等について積極的な提案を望むものとするが、要求水準書(案)P.36(ア)主燃焼室a一般事項で排ガスの排出をバーナ反対側の断熱扉付近から行う構造とするが、公害防止対策上有効と判断した場合、排ガスの排出位置を変更することは可能か。不可能な場合はその理由を伺いたい。</p>	<p>この指定を削除したいと考えております。</p>	2
105	火葬炉設備の仕様について-火葬炉形式について	9	第2	4	(1)	1(4)	<p>具体的な業務の範囲は要求水準書(案)を参照とあり、火葬炉設備に付いて仕様が明記されてある。入札参加者に本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備、運営・管理システム等について積極的な提案を望むものとするが、要求水準書(案)P.36(ア)主燃焼室a一般事項で火葬火炎放射中は炉内台車を動かさない方式とするが、運営システム上有効と判断した場合、台車を動かす仕様への変更は可能か。不可能な場合はその理由を伺いたい。</p>	<p>この指定を削除したいと考えております。</p>	2
106	火葬炉設備の仕様について-炉内台車について	9	第2	4	(1)	1(4)	<p>具体的な業務の範囲は要求水準書(案)を参照とあり、火葬炉設備に付いて仕様が明記されてある。入札参加者に本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備、運営・管理システム等について積極的な提案を望むものとするが、要求水準書(案)P.37(イ)炉内台車a一般事項で台車の表面は、目地無しの一休構造とするが、十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散が無い構造で、メンテナンス費用の低減が図れると判断した場合、台車の表面の分割への仕様への変更は可能か。不可能な場合はその理由を伺いたい。</p>	<p>汚汁の浸透による臭気や煙の発散が少ない台車の表面は、目地無しの一休構造が適当と判断しています。</p>	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	()			
107	火葬炉設備の仕様について一排ガス冷却設備について	9	第2	4	(1)	1(1)	<p>熱交換器においては、ダイオキシン類の再合成が最も顕著な300と470付近の温度域が広範囲に存在すること、ごみ処理施設の熱交換器内でダイオキシン類が大幅に増加する報告が複数あること、250以下まで急冷するには空気又は水噴霧による直接冷却が最も効果的であることから、熱交換器は使用しないことが適当と考えております。しかし、公害防止対策が十分とられ排ガス基準を確実にクリアーできる場合は提案できるものとします。</p>	2
108	火葬炉設備の仕様について一排ガス処理設備について	9	第2	4	(1)	1(1)	<p>具体的な業務の範囲は要求水準書(案)を参照とあり、火葬炉設備に付いて仕様が明記されてある。入札参加者に本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備、運営・管理システム等について積極的な提案を望むものがあるが、要求水準書(案)P.41才排ガス処理設備(ア)集じん装置b主要項目で処理風量が18,500Nm3以上とすることとあるが、燃焼効率の適正化により、処理風量がそれ以下となった場合、数値の変更は可能か。不可能な場合はその理由を伺いたい。</p>	2
109	実施方針について	9	第2	4	(1)	1(1)	<p>提案の審査及び事業者の選定に関する事項の中で、「施設について、その内容、環境対策等について審査します。」となっておりますが、環境対策上、有効と考えるのであれば、火葬炉設備の仕様は、事業者側の自由な発想に基づいて、提案させるべきではないでしょうか。</p>	1
110	業務提案審査の内容について	9	第2	4	(1)	1(1)	<p>業務提案審査の中で、維持管理業務、火葬業務、その他の運営業務について、その内容……について審査するとある。モニタリングでは維持管理業務の業務報告書の記載内容に擬似が生じた場合、事業者と協議するものとするものとあり、市の提示したサービス水準が確保されているかの判断となると思われる。社会情勢を考えると、住民の葬送に対する考えも変わりつつあるが、新たな葬送行為の提案やそれに対応する業務の提案は可能か。</p>	2
111	審査結果の公表範囲について	9	第2	4	(4)		<p>審査の結果は公表されるとありますが、各応募者の提案内容も全て公表されるのでしょうか。</p>	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()				
112	契約書（案）内容の変更可能性について	10	第3	2		当該募集については、総合評価一般競争入札となりますが、当該方式であると、入札に際しては契約書（案）を含む入札説明書等全てに承諾する前提で行われるものと理解しておりますが、落札後の契約書（案）に対する協議についてはどの程度まで可能かお示ください。	「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」で示されているように、「軽微な事項」の修正のみと考えています。	2
113	リスクの責任分担について	10	第3	2		市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙1の表によることとしますとあり、前段で原則として、リスクを招いた原因者がそのリスクを分担することとするとある。これ以外の項目でトラブルが生じた場合、市側はリスクを明示しなかったということで事業者は責任を負う必要がないのか。また、設計の基本条件がもとで利用者からクレームとなった場合、行政側がすべて責任を負うということではないのか。	市と事業者のリスク分担の詳細は、契約書案で示す予定です。また、要求水準書の設計の基本条件がもとで利用者からクレームがついた場合には、クレーム対応については市が責任を負います。	2
114	質問7 監視システムと評価基準	10	第3	3		市が事業者を監視するに当たり、監視及び評価の透明性及び公平性を担保する為に、以下の2点をどのように考えているのか明らかにせよ。どの様な監視システムを取るのか、明らかにせよ 監視に於けるSCORING system をどの様にするのか。明示せよ。異議申し立てを受ける第三者機関の設置を要求する。	モニタリングについては今後契約書案等で示す予定ですが、第三者機関の設置は現時点では想定していません。	2
115	質問8 事業契約	10	第3	3		質問2で述べた点に関連する。本件が、競争一般入札であること鑑みると、事業契約の内容が入札前に提示されないで、応札するリスクを冒す事は出来ない。即ち、事業契約書の提示が無いままに応札することは、市に対して白紙委任状を出すことと全く同じとなる。従って、市は、入札告知時点で事業契約書案(Draft)を提示せよ。もし、それが出来ないのであれば、事業契約条件面での、交渉が市と対等の立場で行えることをいかなる方法で担保するのか述べよ。	契約書案は入札公告前に示す予定です。	2
116	モニタリング費用の負担について	10	第3	3		貴市が行う定期モニタリングについての費用は、貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	市が行う定期モニタリングに要する費用は市の負担です。但し、排ガス等検査費は事業者負担です。	2
117	土地に関する法的権利について	10	第4	2		当該土地は札幌市の行政財産扱いでしょうか、普通財産扱いでしょうか。事業者が事業期間中土地に対して保有する法的権利（地上権、使用貸借権等）は何になるのでしょうか。	当該土地は行政財産とする予定です。民法上の使用貸借とし、事業者の本事業実施のための本件施設の所有に対して、土地の使用を認める予定です。	2
118	サービス購入料の支払	11	第6	2		当該事象発生時の初期コストに係る措置につきましては以下の取扱いを要望いたします。（帰責者に対する損害賠償請求は妨げない）（1）建中期間 出来高部分に関する費用を札幌市は事業者に対し支払う（一括払いにて）。（2）維持管理期間 初期コストの対価に相当する金額（サービス購入料1-1）を札幌市は事業者に対し支払う。支払いは一括払いが望ましいが、困難であるなら当初スケジュール通りの支払いでも可とする。	ご意見として承りました。	1

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()			
119	事業契約の規定の内容について	11	第6	2	「1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、本事業に係る資産の取扱いを含め、事業契約の規定に従い、事業を終了することとします。」とありますが、事業契約の規定とは、どのような内容なのか、明らかにしていただきたい。	契約書案において明らかにする予定です。	2
120	事業の継続が困難となった場合の措置	11	第6	2	中途解約となった場合には、一定価格で市が施設を買い取るという理解でよろしいでしょうか。その場合の買取価格は、例えばサービス購入料1-1と1-2の残存期間における支払額の合計金額程度でしょうか。市の責又は不可抗力による解約の場合、事業者が別途負担する違約金はないという理解でよろしいでしょうか。事業者の責による解約の場合、施設整備費の10%程度の違約金を支払うのでしょうか。	事業期間中に契約が解除された場合、契約に規定される金額で本施設を市が買取することを想定していますが、その買取価格等について詳細は契約書案で示す予定です。	2
121	債務不履行が発生した場合のそれ以降の扱い	11	第6	2	「事業の継続が困難となった場合の措置」として、本事業に関する資産の取扱を含め、事業契約の規定に従い事業を終了するとありますが、市の債務不履行により事業契約が解除された場合、当該事業終了後の新事業は民間事業としての継続となるのでしょうか。（別紙1 運営 債務不履行）	事業契約解除時の状況を踏まえて、その時点で検討することになると考えます。	2
122	途中事業契約の解約の場合について	11	第6	2	事業の継続が困難になり事業が終了した場合、初期投資（建設費等）の平準化支払いの残金は、支払われるのでしょうか。	解除事由によりますが、事業期間中に契約が解除された場合、市が本施設を買取することを想定しています。詳細は契約書案で示す予定です。	2
123	質問27 事業者への不利益	11	第6	3	「事業者に不利益にならないよう」との文言を挿入し、事業者への不利益を担保せよ。	挿入する考えはありません。	2
124	金融機関との取決め	11	第6	3	適切な取決めとは、具体的にどのような内容ですか。事業継続権の付与についてでしょうか。	市と金融機関の間の通知、協議の内容等を取り決めるものと考えています。	2
125	各種制度とサービス購入料の関係について	11	第7	1	事業期間内に法制上及び税制上の措置、また財政上及び金融上の支援がなされた場合、サービス購入料の金額にも影響してくるのでしょうか。それともサービス購入料の金額は変わらず、事業者の収支改善に貢献するとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間内に法制上及び税制上の措置、また財政上及び金融上の支援がなされた場合には、サービス購入料の金額に影響する場合もあると考えています。詳細は契約書案で示す予定です。	2
126	法制上及び税制上の措置について	11	第7	1	「現時点では、…」と記載されていますが、「現時点では」と何故断る表現としたのでしょうか。現時点とはいつを指しているのですか。入札告示には措置が講じられる可能性があるとの意を含んでいるのでしょうか。	現時点での状況を説明するためです。	2
127	固・市税の減免	11	第7	1	固定資産税・都市計画税の減免はないのでしょうか。	現時点では、固定資産税の減免はありません。また、本施設は市街化調整区域に立地するため、都市計画税の課税対象とはならない予定です。	2

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()			
128	財政上及び金融上の支援	11	第7	2	落札後に、提案時に想定していなかった財政上・金融上の支援が受けられることとなった場合（政策投資銀行無利子融資等）、市との間で提案したサービス購入料の調整を行う必要はあるのでしょうか。	日本政策投資銀行の無利子融資が適用されることになった場合には、当該制度等に従って活用を検討し、サービス購入料の調整を行いたいと考えています。	2
129	公的機関による金融上の支援について	11	第7	2	現在、日本政策投資銀行等公的金融機関から具体的支援措置の申し入れはまだないものと考えてよろしいでしょうか。	現段階ではありません。	2
130	金融機関と市との協議内容について	11	第6	3	融資機関と貴市とで「一定の事項について適切な取り決めをするための協議を行う」とありますが、どのような事項について協議されるのですか。	市と金融機関の間の通知、協議の内容等を取り決めるものと考えています。	2
131	優遇措置が受けられた場合のメリットの帰属について	11	第7	1	優遇措置が受けられた場合のメリットは、どのように処理されますか。	優遇措置の内容によると考えていますが、市と事業者の間でサービス購入料を変更することはありうると考えています。	2
132	無利子融資制度について	12	第7	2	実施方針説明会で、日本政策投資銀行の無利子融資制度が本事業には適用されると話がありましたが金融上の支援額はいくぐらいを想定していますか。（初期投資額（資本金を除く）の1/4程度でしょうか）	日本政策投資銀行の無利子融資制度が本事業に適用されるとは申し上げておりません。仮に同制度が適用される場合には、同制度の規定に従うことになると考えています。	2
133	施設利用者への対応リスク	14	別紙1		運営施設利用者への対応 施設内における事故の発生は事業者リスクとなっておりますが、事業者に責の無い場合（善管注意義務を払っても防げない利用者同士のトラブル等）は事業者が負う必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	事業者に善管注意義務違反がない場合には、事業者に法的責任は生じないと思われれます。	2
134	施設利用者への対応リスク及び第三者賠償リスク	14	別紙1		運営施設利用者への対応 施設に関する工作物責任についてはどのように考えたらよろしいでしょうか。公の施設として、市が国家賠償法上の無過失責任を負うと考えられますが、事業者に対してその一部が転嫁されるのでしょうか。また、施設の所有者は事業者ですが、占有者は賃借人の市又は運営受託業者としての事業者のどちらになるのでしょうか。民法上では、工作物責任は、一次的には占有者が負うが、占有者が損害発生防止措置を講ずるにつき過失がなかったことを証明した場合は、所有者が負うという理解ですが、その点と事業契約における分担の整理はどのようになるのでしょうか。	民法の規定に従い処理されます。事業者に帰責事由がある場合には、市による求償もあり得ます。占有者は市になると考えています。事業契約上は、事業者に帰責事由がある場合には、事業者が当該損害について責任を負うこととなります。したがって、利用者との関係で市が責任を負った場合であっても、事業者に帰責事由がある場合には、市は事業者と事業契約に基づいて求償することになります。	2
135	施設利用者への対応リスク	14	別紙1		運営施設利用者への対応 施設利用者に係る事故・トラブル等を防止し、円滑な運営をするためには、適切な施設利用ルールを定めて、利用者に周知徹底せしめることが重要だと考えます。このようなルールについては市の条例で定められるのでしょうか。それとも、細部については事業者が市と協議の上策定することが可能なのでしょうか。また、善管注意義務を持って事業者がルールを知らしめたにもかかわらず発生した、利用者がこのようなルールを守らないことに起因する館内での事故等については、事業者には責任はないという理解でよろしいでしょうか。	本施設は市の施設であり、市の規定（札幌市火葬場条例、同施行細則等）に基づくこととなります。善管注意義務を持って事業者がルールを知らしめたにもかかわらず発生した、利用者がこのようなルールを守らないことに起因する館内での事故等については、事業者には責任はないと考えています。	2

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()				
136	施設利用者への対応リスク	14	別紙1		運営施設利用者への対応	要求水準書では、葬祭業者によって館内での利用者サービスの一部が担われることが前提とされているかと思われませんが、葬祭業者の責により施設内で事故等が発生した場合の責任は事業者には無いこととして頂きたいと存じます。事業者と葬祭業者との間で、例えば館内における業務規則及び責任分担等について、内容についての市の了解の上で念書等を取り交わすことは、円滑な運営による利用者サービスの向上ならびに事故防止の観点から非常に有益だと考えますが、このような措置をとることができるようぜひご検討頂きたいと存じます。また、かかる念書等を取り交わさなかった葬祭業者について、市又は事業者が何らかの制限を行うことを可能として頂きたいと存じます。	要求水準書案では、葬祭業者によって館内での利用者サービスの一部が担われることを前提としてはいません。	1
137	技術革新リスク	14	別紙1		共通	コンピュータシステムや火葬炉設備等の技術の陳腐化によるシステムの更新についてのリスク分担、例えばシステムや設備の処理能力の急速な技術進歩による高スペック化の対応については、市はどのようにお考えでしょうか、ご教示ください。	提案システムの更新時に、社会通念上妥当と思われる一定のレベルアップが図られることを期待しています。	2
138	土地の瑕疵のリスク分担	14	別紙1		共通	土地の瑕疵、例えば土壌汚染・地中障害物・地下埋設物・埋蔵文化財などに関するリスク分担について、市はどのようにお考えでしょうか、ご教示ください。	土地の瑕疵に関するリスクは、市が負担するものと考えています。	2
139	リスク分担について	14	別紙1		共通	金利変動、物価変動、不可抗力の項目において事業者側が となっておりますが、どのような場合を想定していますか。または何を意味していますか。	例えば当該リスクが顕在化したことによる費用負担等につき、一定部分を民間事業者が負担することなどを意味しています。詳しくは契約書案で示します。	2
140	リスクについて	14	別紙1		共通	リスク分担表のなかで事業者側に がついておりますが、この の内容、程度等をご提示ください。	例えば当該リスクが顕在化したことによる費用負担等につき、一定部分を民間事業者が負担することなどを意味しています。詳しくは契約書案で示します。	2
141	「事業者負担」について	14	別紙1		共通	表中の事業者負担区分“ ”について、現時点の考え方で結構ですので、具体的な内容を御教示ください。	例えば当該リスクが顕在化したことによる費用負担等につき、一定部分を民間事業者が負担することなどを意味しています。詳しくは契約書案で示します。	2
142	リスク分担について	14	別紙1		共通 資金調達	資金調達リスクにおいて日本政策投資銀行の無利子融資が適用されなかった場合のリスクについては市側で負担していただけるのでしょうか。（例えば、提案時には無利子融資を想定していたが実際には受けることが出来なかった場合等）	現時点では、無利子融資制度の適用がないとの前提で提案していただき、適用後に協議する形にしたいと考えています。	2
143	税制度の変更リスク	14	別紙1		共通 税制度の変更	火葬炉のエネルギー費は、地球環境に対する今後の全世界的な取組の方向性として、『環境税』的な制度創設に伴う等、規制の対象となる分野と考えています。この場合は、「本件施設整備事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減」の対象となり、市のリスク負担となると、解釈してよろしいでしょうか。	直接関係する法令かどうかの判断は、法令の具体的内容に基づいてなされるので、「環境税」たるものの内容が明らかでない現時点では判断できません。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()				
144	税制度変更リスク	14	別紙1		共通税制度の変更	新たに外形標準課税が課されることとなった場合、その負担はどうなるのでしょうか。	直接関係する法令かどうかの判断は、法令の具体的内容に基づいてなされるので、「外形標準課税」たるものの内容が明らかでない現時点では判断できません。	2
145	「税制度の変更」について	14	別紙1		共通税制度の変更	「法人税の変更による費用の増減リスクは事業者負担」とありますが、法令変更は事業者の責によるものではなく、不可抗力にも等しいものと考えます。法人税についても他の税金と同様の取り扱いとして頂けませんでしょうか。	法人税の変更は、事業者の負担となります。	1
146	質問9 「第三者賠償」	14	別紙1		共通第三者賠償	調査、工事、運営のみがリストアップされているが、それ以外についての第三者賠償は全て市の責任であると理解して良いか？	別紙1は例示であり、必ずしも本事業実施に関する全てのリスクを網羅したものではありません。責任分担の詳細については、契約書案で示す予定です。	2
147	第三者賠償リスク	14	別紙1		共通第三者賠償	調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による第三者賠償は事業者のリスクとなっておりますが、それ以外の事由により第三者から賠償請求された場合は、事業者に責がある場合のみ負担するという理解でよろしいでしょうか。	別紙1は例示であり、必ずしも本事業実施に関する全てのリスクを網羅したものではありません。詳細は契約書案で示します。	2
148	共通 - 不可抗力	14	別紙1		共通不可抗力	当該リスクの負担につきましては札幌市が“主分担”，事業者サイドが“従分担”となっておりますが、札幌市のリスク分担とされるか、もし事業者サイドが一部負担するとしても、事業者サイドの負担額につきましては累積上限額（事業期間中の不可抗力による最大累積損失額）を設定くださるようお願いいたします。	ご意見として承ります。詳しくは契約書案で示します。	1
149	質問30 不可抗力	14	別紙1		共通不可抗力	不可抗力のリスクを事業者に負担させる考え方につき述べよ。公共施設である限り全てのリスクと考える。	ご意見として承ります。	2

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()				
150	不可抗力リスク	14	別紙 1		共通 不可 抗力	事業者側に「 」がついていますが、この解釈について、4/22に開催された実施方針等の説明会において、「損害額を市からPFI事業者が支払う場合、一括払いでなく分割払いになる等のケースが の部分に該当する」という、口頭でのご説明がりましたが、現時点でのお考えを具体的に明示していただけますでしょうか。	例えば当該リスクが顕在化したことによる費用負担等につき、一定部分を民間事業者が負担することなどを意味しています。詳しくは契約書案で示します。	2
151	不可抗力リスク	14	別紙 1		共通 不可 抗力	これまでのPFI案件を鑑みると、不可抗力リスクの事象として、施設・設備の損壊をイメージしていることが多いように見受けられます。本案件では、エネルギー費は事業コストの主を占める一部であり、オイルショックのような、本施設とは関係ない間接的原因により、事業者の経費を圧迫することが想定されます。このような事象の場合については、不可抗力リスクとして位置づけていただきたい。	エネルギー費の上昇は、消費者物価指数の変動に基づき、市が負担することにする予定です。	1
152	不可抗力リスク	14	別紙 1		共通 不可 抗力	不可抗力リスクにつき、民間が となっておりますが、民間はどのような負担をするのでしょうか。例えば施設整備費の1%までといったような、金額の条件を意味するのでしょうか。	例えば当該リスクが顕在化したことによる費用負担等につき、一定部分を民間事業者が負担することなどを意味しています。詳しくは契約書案で示します。	2
153	不可抗力リスク	14	別紙 1		共通 不可 抗力	不可抗力の範囲には、大雪、テロを含む第三者による破壊行為もふくまれるという理解でよろしいでしょうか。また、例えばペルシャ湾における戦争により燃料価格が高騰した場合など、派生的な損害も含まれるのでしょうか。	降雪量の変動によるサービス購入料の変更は考えていません。テロによる被害は不可抗力として扱います。施設利用者による施設損壊は不可抗力とはみなしませんので、事業者において対応してください。また、ペルシャ湾における戦争により燃料価格が高騰した場合など、派生的な損害は、不可抗力としては扱いません。	2
154	別紙1「リスク分担表」について	14	別紙 1		共通 不可 抗力	テロによる被害分担はどうなるのでしょうか？現在の状況では保険会社による保険引受は難しい状況で、市が負担すべきだと思います。	テロによる被害は不可抗力として扱います。	2
155	震災時のリスク（オーバーワーク）について	14	別紙 1		共通 不可 抗力	大規模な震災により大量の犠牲者が発生し、短期間に長時間運転せねばならぬほど多数の火葬件数が発生した場合のリスク分担はどうなるのでしょうか。公益的（衛生的）な観点から、炉の耐久性を超えた運転（つまりオーバーワーク）を強いられる可能性もあると思いますが、この際、炉が通常修繕では修復不可能な程損傷した場合のリスクは、市が負担していただけるのでしょうか？	大規模災害時の対応は、市と事業者が協議の上、市が決定します。その場合に要する超過費用は、市が負担します。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()				
156	質問11 市が事業停止を決めた場合	14	別紙1		共通法令の変更	この部分では、市が事業続行を決めた場合の定義しか無い。市が事業継続を取りやめた場合の内容を明らかにされよ。	契約書案において示す予定です。	2
157	法令の変更リスク	14	別紙1		共通法令の変更	「市が事業継続を決めた場合」のリスクは市が負担することになっていますが、「事業継続をしない場合」のリスク負担についての考え方を教えてください。	契約書案において示す予定です。	2
158	法令変更リスク	14	別紙1		共通法令の変更	法令変更リスクとして、市が事業継続を決めた場合のみ市の負担となっておりますが、事業中止の場合の負担はどうなるのでしょうか。	契約書案において示す予定です。	2
159	法令変更リスク	14	別紙1		共通法令の変更	燃料についての法規制・課税の変更、CO2排出に関する法規制・新課税なども、本件施設整備事業に直接関係する法令による追加費用として市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	直接関係する法令かどうかの判断は、法令の具体的内容に基づいてなされるので、法令変更の具体的内容が明らかでない現時点では判断できません。	2
160	質問12 操業開始後は？	14	別紙1		共通住民対策	住民対策は、住民争議は、建前（開発時点）や、建中だけで起こるものではない。このリスク分担表全てに亘って云えることであるが、時間軸の配慮が欠けている。住民対策を行わねばならない事態が建後（操業期間）に発生した場合の考え方を示してもらいたい。	火葬場設置に関する住民対応は市が行います。	2
161	不可抗力の判断基準について	14	別紙1		共通不可抗力	リスクの種類欄に「不可抗力」とありますが、不可抗力の判断基準を明らかにしていただきたい。また、だれが判断するのか明らかにしていただきたい。なお、建設工事期間中においても適用されるでしょうか。	不可抗力の判断は、社会通念に基づき、市と事業者との間で協議の上、市が決定します。なお、市と事業者の間で争いとなった場合には、最終的には裁判所により判断されます。建設工事期間中も適用されます。	2
162	不可抗力に係る事業者の負担について	14	別紙1		共通不可抗力	不可抗力の負担者の欄の事業者に「 」とありますが、事業者は具体的に、どのような負担をするのか、明らかにしていただきたい。	例えば当該リスクが顕在化したことによる費用負担等につき、一定部分を民間事業者が負担することなどを意味しています。詳しくは契約書案で示します。	2
163	質問13 不可抗力の影響を、建前、建中、建後で分ける	14	別紙1		共通法令の変更	質問12でも述べた様に、リスクの顕著化は、事業のフェーズにより異なっている。失礼ながら、当該リスク分担表が、建設時点にかなり偏重していることは否めない。不可抗力への対処を建前、建中、建後に分けた考え方を示して貰いたい。	不可抗力についての考え方は、契約書案において示す予定です。	2

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()			
164	地質調査リスク	14	別紙 1		計画・設計 測量調査	市の地質調査結果を基にして提案を行い、要求水準書p.5第2の1のキに従って、事業契約締結後に更に自ら地質調査を行った結果、設計変更等追加費用が必要となった場合には、市の負担であるという理解でよろしいでしょうか。また、かかる変更が、市の調査結果の誤りというより、例えば単に調査地点が不足していた、または調査範囲でカバーされていなかったことに起因する場合も、市の負担となるという認識でよろしいでしょうか。	2
165	地質調査リスク	14	別紙 1		計画・設計 測量調査	埋蔵文化財等については市による事前の調査は行われるのでしょうか。行われない場合、又は調査にもかかわらず、着工後に発見された場合の追加負担は市がもつという理解でよろしいでしょうか。	2
166	質問14 設計変更と法令の変更とのハーモナイズ	14	別紙 1		計画・設計 設計変更	市の責め、とそれ以外では、解決のつかないリスクの「はざま」に入ってしまう場合あり。法令の変更による場合はその最たるもので、このままでは、どちらも責任を負わない場合が出る。特に、直接的法令変更のみを市が担保しようという考え方が出ているので、有事の際にこの部分は争点となる。そのようなリスクは避けたい。その他、法令の変更についての言及を入れるべきである箇所は以下の通り：建設 行程変更建設 工事費増大	2
167	大規模災害時のリスク分担について	14	別紙 1		大規模災害時	大規模災害時の運営費用はサ・ビス購入料の追加があると考えてよろしいでしょうか？	2
168	不可抗力によるリスク分担について	14	別紙 1		共通 リスク 分担	金利変動、物価変動及び不可抗力の欄で、事業者に が付されています。実施方針説明会時に口頭での説明がありましたが、その分担内容を明確して下さい。	2
169	法人税に関するリスク分担について	14	別紙 1		共通 税制 の変更	法人税の変更による費用の増減リスクは事業者側になっていますが、法人税も税制度変更の範囲内であり、他の3つの事項と同様市側のリスクとするのが適当ではないかと考えますがいかがでしょうか。	2
170	リスク分担について	14	別紙 1		共通 第三者 賠償	騒音、振動、地盤沈下のリスク負担が事業者とされていますが、建設工事の施工段階において通常避けることのできないものについては、市のリスク負担とされるべきではないでしょうか。	2

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()			
171	測量調査リスク及び地盤沈下リスク	14	別紙1		計画・計測量調査 「市が行った測量調査の不備・誤りにより生じたリスク」については、市が負担するとなっています。例えば、このデータ（市が公表したデータ）で事業者が十分と判断したものの、実際には事業者が想定していなかったことが生じ、工法等の変更をせざるを得なくなり、コストアップとなった場合は、そのコストは市が負担するという解釈でよろしいでしょうか。 反対にその解釈は、市のリスクではなく事業者のリスクであるという見解の場合であれば、想定できないリスクを事業者が持つことはできないため、提案前に、応募者（事業者）が地質調査等を行うことを認めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。	市の地質調査結果において、通常予測できないものであり、それにより設計変更が必要になった場合には、市が負担します。なお、提案については本市の提供する地質調査結果を参照してください。	2
172	質問10 直接関係する法令	14	別紙1		共通法令の変更 何故、直接関係する法令のみに限定したのか、その理由と必然性を述べよ。直接と云う文言では、解釈が分かれると思われる。市は自ら『直接』を表す法令を列挙すべきである。基本的に、法的リスクを考える場合、如何なる場合でも直接と限定することは出来ない。この部分は間接を入れるべきであろう。直接法令変更しか表現のない部分は以下の通り。 共通： 法令の変更 共通： 税制度の変更の 番目	ご意見として承ります。	2
173	「施設瑕疵」について	15	別紙1		運営施設瑕疵 事業者が負うべき施設瑕疵担保期間及び内容について、具体的なお考えを御教示ください。	契約書案において示す予定です。	2
174	施設利用者数リスク	15	別紙1		運営施設利用者数の減少 施設利用者が予想以上であったために生じた事業者のコスト増加（水光熱費、人件費等）は市の負担と考えてよろしいでしょうか。（特に里塚斎場の大規模修繕又は建替え等、特殊な要因による増加の場合）	市の示した火葬件数の実績値が市の示した予測値を超えた場合については、光熱水費相当につき、市が負担することを想定していますが、詳細は契約書案で示します。	2
175	質問31 施設利用者の減少	15	別紙1		運営施設利用者数の減少 施設使用料の減少についてしか述べられていないが、それ以外のコスト、遊休人員や過剰設備の維持費、修繕費、SPC各種委託契約の未経過分等についても述べよ。	施設利用者の減少による売店売上収入は事業者のリスクとなりますが、施設利用者の減少を理由として、サービス購入料を減額することは行いません。	2
176	施設内における事故の発生について	15	別紙1		運営施設利用者への対応 利用者の施設内における事故のリスクは事業者負担となっておりますが事業者の責めによらないもの、例えば葬祭業者の責め、または会葬者同士の紛争などによる事故も事業者負担となるのでしょうか。	事業者に善管注意義務違反がない場合には、事業者に法的責任は生じないと思われます。	2

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()			
177	施設利用者への対応リスク	15	別紙1		運営施設利用者への対応 施設内における事故の発生については、事業者側のみリスク負担となっていますが、公の施設の位置づけがされていますので、『施設管理者である札幌市が最終的な責任を負う』、という解釈でよろしいでしょうか。	事業者に善管注意義務違反がない場合には、事業者に法的責任は生じないと思われ ます。もっとも、ご指摘の通り、第2斎場は市の施設であり、施設利用者に対する最終的な責任は市が負担します。	2
178	施設利用者の責に帰すべきものの扱いについて	15	別紙1		運営施設利用者への対応 リスクの内容の欄に「施設内における事故の発生」の項目があり、負担者の欄に「事業者」とありますが、施設利用者の責に帰すべきものも含むのでしょうか。	事業者に善管注意義務違反がない場合には、事業者に法的責任は生じないと思われ ます。	2
179	工程変更に伴う事業者の経費の増加について	15	別紙1		共通 不可抗力 不可抗力による場合、工程変更がなされた時の経費の増加は事業者のリスクとなるのでしょうか。	不可抗力による工程変更により生じた経費の増額は、契約書に従って、主に市が負担 します。	2
180	供用開始遅延リスク	15	別紙1		計画・設計 供用開始 遅延 市の責めに帰す場合、事業者の責めに帰す場合の場合分けをしていますが、いずれも、「経費の増加」のみがリスク負担の対象となっています。「経費」以外のリスク負担の要素はないのでしょうか？例えば、遅延損害金の様なペナルティの扱いは、発生しないと解釈してよろしいでしょうか。	今後、契約書案で示します。	2
181	質問15 供用開始遅延についてこぼれている場合がある	15	別紙1		建設 供用開始 遅延 リスク分担は、全てを市と事業者の二つに割り振れるものではないことを理解せねばならない。数々のBOT系プロジェクトを組み立て、遂行して来た経験より、どちらの責にも負えない、乃至、両方で見なければならぬ、乃至、第三者を見つけなければならぬ場合が往々にして存在する。従って、この部分に、「どちらの責でもない場合」を入れる必要がある。	ご意見として承ります。	2
182	「施設譲渡」について	15	別紙1		事業 終了 「施設を市に譲渡するための諸費用」は事業者負担とありますが、どのようなものを想定されているのでしょうか？登記費用、登録免許税等のことを言われているのでしょうか？譲渡時に事業者のほうで特別な費用が発生するような作業が生ずるのでしょうか？	登記費用、市へ移管する資料の作成等に要する人件費等を想定しています。譲渡時の条件については、今後契約書案で示 します。	2
183	質問16 債務不履行 サービス未達	15	別紙1		運営 質問7にて記述した、監視システムとスコアリングとのハーモナイズを取った記述とすべき	ご意見として承ります。	2
184	供用開始が遅れた場合のリスク分担について	15	別紙1		建設 供用開始 遅延 市と事業者、いずれの責めによらない事由により、供用開始が遅延した場合、事業者の追加経費は市の負担という解釈でよろしいでしょうか。	「いずれの責めによらない事由」の内容が不明ですが、例えば、不可抗力による工程変更により供用開始が遅延して生じた経費の増額は、契約書に従って、主に市が負担 します。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()				
185	土地の瑕疵について	15	別紙 1			建設 工事 費 増 加	土地の瑕疵の除去修復に起因して事業者が発生した合理的な追加費用は市の負担と理解してよろしいでしょうか。またその場合、工期についても合理的な日数の増加を規定していただけないでしょうか。	2
186	施設譲渡時の性能基準について	15	別紙 1			事業 終了 施設 譲 渡	施設譲渡時の屋上防水等漏水などの問題がなくても保証期間切れなどの問題が発生しますが、施設譲渡時の性能基準を明示ねがいいます。	2
187	施設譲渡時の、瑕疵リスクの範囲と期間について	15	別紙 1			事業 終了 時 施設 譲 渡	施設譲渡時の「施設の瑕疵リスク」に関して、事業者の瑕疵担保責任の範囲と期間についてのお考えをご提示ください。	2
188	サービス購入料1-1	16	別紙 2	1	(1)		サービス購入料1-1に関する札幌市からの支払金額は各回均等に設定する必要があるのでしょうか。また、事業期間終了前にサービス購入料1-1に関しては完済するというスケジュール設定は可能でしょうか（例えば15年間で完済等）。	2
189	自己資金相当分の支払いについて	16	別紙 2	1	(1)		「事業者の金融機関等からの借入金の元金返済額及び支払金利額に相当する料金。」とありますが、自己資金相当分は、どのように支払われるのか、明らかにしていただきたい。	2
190	大規模修繕について	16	別紙 2	1	(1)		サービス購入料の欄で、サービス購入料1-2に、「事業者が本件施設の大規模修繕を実施するにあたって発生する費用に相当する料金。」とありますが、大規模修繕には資本的支出を含むのでしょうか。また、大規模修繕について、建築物・建築設備・火葬炉設備、各々に定義したほうがよいのではないのでしょうか。	2
191	サービス購入料1-1の内容について	16	別紙 2	1	(1)		サービス購入料1-1の内容は、事業者の金融機関等からの借金の元金返済額及び支払金利相当額とありますが、初期事業費のうち、資本金相当額については支払い対象外とお考えでしょうか。	2
192	サービス購入料1-1	16	別紙 2	1	(1)		賃借料相当のサービス購入料1-1でカバーされるのは優先借入金の元金相当のみとのことですが、施設整備費全額ではなくこのような制限を設けられたのはなぜでしょうか。エクイティ相当分はサービス購入料の他のどの部分でカバーされるのでしょうか。全額エクイティによる初期投資を行った場合、サービス購入料1-1は支払われないのでしょうか。	2
193	サービス購入料の1-1の内容について	16	別紙 2	1	(1)		サービス購入料1-1の内容には、事業者の金融機関からの借入金の元金返済額及び支払金利額に相当する料金とあり、資本金相当額は対象となっていませんが、初期事業費の一部を資本金として出資した場合には、事業者の負担となるということでしょうか。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	()			
194	サービス購入料受領権の譲渡などについて	16	別紙2	1	(1)	火葬場は担保設定対象としては適当でないと思われしますので、金融機関等からの借入金に対し、サービス購入料1-(1)について、金融機関等への債権譲渡若しくは、代理受領権の設定を市は認める用意があるでしょうか。	入札公告時に示します。	2
195	サービス購入料2	16	別紙2	1	(2)	サービス購入料2に関する札幌市からの支払金額は各回均等に設定する必要があるのでしょうか。(対象となる費用の中には固定資産税や保険など各回均等にはならないものが含まれますが)	市は支払の平準化をPFI導入の目的のひとつとしており、最大年度と最小年度の幅を20%程度の範囲内で提案していただく予定です。詳細については、入札公告時に示します。	2
196	サービス購入料2-3の内容について	16	別紙2	1	(2)	事業者が本件施設を「所有」することによって発生する公租公課相当額とありますが、事業者が本件施設を所有し事業運営することにより発生する各種税金相当額も含まれると考えてよろしいでしょうか。(法人税・法人事業税等)	サービス購入料2-3には、法人税、法人事業税は含まれません。事業者が負担する法人税等についてもサービス購入料として支払う予定ですが、詳細は入札説明書等で示す予定です。	2
197	支払タイミング	16	別紙2	1		サービス購入料の支払は3ヶ月毎になされるのですが、具体的には対象となる3ヶ月間分の対価を当該期間経過時点で速やかに事業者に対しお支払いいただけるのでしょうか。それとも一定のモニタリング期間経過後の支払となるのでしょうか。	市は、サービス購入料を、一定のモニタリング経過後に、事業者に支払う予定です。	2
198	サービス購入料の支払時期について	16	別紙2	1		サービス購入料は、3ヶ月毎に支払う事を想定していると思いますが、3ヶ月を1期として、支払は期首と考えるべきか期末として考えるべきかお示しください。	市は、3ヶ月間の結果をモニタリングしてから、該当する期間のサービス購入料を事業者に支払う予定です。	2
199	物価変動に伴うサービス購入料の改定について	16	別紙2	1		サービス購入料のうち、物価変動に伴い改定されるサービス購入料はどの種類のサービス購入料が対象となるのでしょうか。また、当該改訂基準となる物価変動指標について具体的にご教示ください。	契約書案で示す予定です。	2
200	サービス購入料の支払方法について	16	別紙2	1		サービス購入料は3ヶ月ごとに支払う想定とありますが、大規模修繕等は事業年度ごとに提案することとしてあります。時期的な整合性を取るとともに、1年を4分割することによる提案作成上の煩雑さ、事業費全体に対するインパクトの小ささを考慮し、提案上の長期収支計画等では年度単位として計算しても構わないのでしょうか。	提案上の長期収支計画等は年単位とする予定ですが、詳細は入札説明書で示す予定です。	2
201	サービス購入料の構成について	16	別紙2	1		S.P.Cの資本金に対応する分については、どのようにお考えですか。	借入金の元利金返済以外に係る資金調達費用等についても、サービス購入料として支払う予定ですが、詳細は入札説明書等で示す予定です。	2
202	サービス購入料の支払方法について	16	別紙2	1		3ヶ月ごとに支払われるサービス購入料は期首・期末のいずれに支払われるのですか。	市は、3ヶ月間の結果をモニタリングしてから、該当する期間のサービス購入料を事業者に支払う予定です。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()				
203	サービス購入料の金利見直し	16	別紙2	1		初回の金利決定日は事業契約締結日ではなく、金利期間開始日（運営期間開始日）の2日前という理解でよろしいでしょうか。	契約書案で示す予定です。	2
204	サービス購入料の物価変動	16	別紙2	1		物価変動のベースとなる指標については、どの程度事業者の費用項目ごとに設定されるのでしょうか。相当きめ細かく設定して頂く必要があるかと存じます。CPIのみ等では、リスク移転が不十分となる恐れがあります。	契約書案で示す予定です。	2
205	借入金の金利変動に伴うサ - ビス購入料の改定	16	別紙2	1		借入金の金利変動に伴うサ - ビス購入料の改定は、物価変動と関連する場合がありますので、より現実的な対応のため、運営開始年度及びその後5年毎との見直しとしていただきたい。	ご意見として承りました。	1
206	物価変動の基準	16	別紙2	1		物価変動に伴いサ - ビス購入料を改定することですが、物価変動は何の数値を基準にするのでしょうか。	契約書案で示す予定です。	2
207	サ - ビス購入費は平準化するのか	16	別紙2	1		サ - ビス購入費（大規模修繕相当を除く）は平準化して提案するのでしょうか、毎年金額が異なってもよいのでしょうか。	市は支払の平準化をPFI導入の目的のひとつとしており、最大年度と最小年度の幅を20%程度の範囲内で提案していただく予定です。詳細については、入札公告時に示します。	2
208	「金利変動に伴うサービス購入料の改定」について	16	別紙2	1		運営開始初年度及び11年度に改定を想定すると思いますが、これは事業者が10年間固定金利調達を行うと想定してのものでしょうか？事業者の調達サイトがもっと短い場合は、もと頻繁に改定が行われると考えてよいのでしょうか？	金利変動に伴うサービス購入料の改定は運営開始年度及び11年度しか想定していません。	2
209	質問17 サービス購入料の支払い条件	16	別紙2	1		支払い条件 三ヶ月毎の支払い、だけでは条件が不明確である。何日締め、何日起算で何日払い迄を明確に提示する必要がある。三ヶ月の掛け売りになる為、資金繰りへの配慮が必要となる。 減額される場合の反映を遡る三ヶ月で行うのか、また、減額の通知を何時事業者によこすのかなど、実務的な面の詰めが甘い。この部分は資金繰りに直接関係する為、現時点より精密な取り決めに明示せよ。 火葬場使用料の徴収 使用者から、市に成り代わって徴収した火葬場使用料の市への支払い条件面の記述がない。市から支払われるサービスフィーとの相殺にするのか、こちらはこちらで市に対して、物理的な支払いを行うのか、などの取り決めが必要。	今後契約書案で示す予定です。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()				
210	質問29 金利、物価を変動の反映	16	別紙2	1		使用する具体的指標と反映のさせかたの詳細を述べよ。	今後契約書案で示す予定です。	2
211	サービス購入料について	16	別紙2	1		維持管理業務、大規模修繕のモニタリングによりサービス購入料の減額に及ぶ事態になった場合、サービス購入料1-1も減額の対象となりますか？	減額はサービス購入料全体から行う予定ですが、詳細は契約書案で示します。	2
212	大規模災害時のサービス購入料の増額について	16	別紙2	1		阪神・淡路大震災のような大規模災害を被災した場合の対応については要求水準書に明記されていますが、それらの対応に伴いサービス購入料2-1の増額の基準は設けないのでしょうか。入札段階で大規模災害の規模・回数を想定することはできません。	大規模災害時の施設運営等において増加する費用については市が負担します。しかし、災害内容が想定できないため、具体的な増額基準を明記することは困難であると考えています。	2
213	サービス購入料1-1の内容について	16	別紙2	2	(1)	サービス購入料1-1は、金融機関等からの借入金の元金返済額及び支払金利額相当額と定義されていますが、SPC資本金（劣後融資含む）についての事業者の回収原資がございません。当該サービス購入料については、初期事業費相当額とするのが適切と考えます。	ご意見として承りました。	1
214	「優先・劣後」の取り扱いについて	16	別紙2	2	(1)	「優先・劣後構造を提案する場合には、優先貸出の元金相当額のみからなるものとし、劣後貸出の元金返済相当額は含まないものとする」（金利についても同様）とありますが、金融機関との交渉の中で、初期投資総額の100%の借入が不可能となった場合、不足部分を劣後ローン等で手当てする必要が出てきます。そうした場合でも、劣後部分は除外して考えなければならないのでしょうか。	優先借入金の元金返済以外に係る資金調達費用等についても、サービス購入料として支払う予定ですが、詳細は入札説明書等で示す予定です。	2
215	「大規模修繕費の算出方法」について	16	別紙2	2	(1)	発生する修繕費を均等割してフィーを設定する場合、大規模修繕費の支払いがない年度においては、事業者は受領した大規模修繕費について課税されてしまう可能性があります。これに対応するには、当該課税による流出分を上乗せしたフィーを御市に請求することになり、御市の負担額が増大することになりますが、この点についての御市の御見解をお聞かせください。	PFI導入により、市の財政支出の削減の他に、平準化も図りたいと考えています。大規模修繕の実施のタイミング等については、事業者の判断に委ねることもあり、大規模修繕費について、延払いを行いたいと考えています。	2
216	サービス購入料1-1 元金返済相当額、支払金利相当額	17	別紙2	1	(1)	優先・劣後構造を提案する場合には劣後部分の元金返済相当額・支払金利返済相当額を「サービス購入料1-1」には含まないと記載されておりますが、とすると劣後部分の返済に関してはサービス購入料のどのカテゴリーに含めることを想定されているのでしょうか。	優先借入金の元金返済以外に係る資金調達費用等についても、サービス購入料として支払う予定ですが、詳細は入札説明書等で示す予定です。	2
217	サービス購入料1-1について	17	別紙2	2	(1)	劣後貸出の元金及び金利相当分はサービス購入料1-1に含まないとありますが、例えば資金調達不足分を構成員による劣後融資で賄った場合は、劣後融資分はサービス購入料1-1の対象外と考えるのでしょうか。	優先借入金の元金返済以外に係る資金調達費用等についても、サービス購入料1-1以外のサービス購入料として支払う予定ですが、詳細は入札説明書等で示す予定です。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()				
218	サービス購入料について	17	別紙2	2	(1)	サービス購入料1-1の内訳を優先借入金の元利金相当額のみとなっておりますが、インシヤル(いわゆる施設整備費)相当金額の資金調達には出資、優先借入、劣後借入などが考えられますが、その場合、優先借入金以外の部分はどのサービス購入料の支払で担保されるのでしょうか。	優先借入金の元利金返済以外に係る資金調達費用等についても、サービス購入料1-1以外のサービス購入料として支払う予定ですが、詳細は入札説明書等で示す予定です。	2
219	資本金と借入金の比率	17	別紙2	2	(1)	事業者の資本金と借入金の比率について、市としての基準値等がございますか。	特に設けない予定です。	2
220	サービス購入料の支払について	17	別紙2	2	(1)	サービス購入料1-1について「事業者の資本金と借入金の比率、借入金利、返済方法、優先・劣後構造の採用等は入札参加者の提案」と規定されていますが、市からのサービス対価は20年間にわたり平準化して支払われるのでしょうか。	市は支払の平準化をPFI導入の目的のひとつとしており、最大年度と最小年度の幅を20%程度の範囲内で提案していただく予定です。詳細については、入札公告時に示します。	2
221	サービス購入料1-1の定義	17	別紙2	2	(1)	借入金の元利合計ではなく、建設費の元利合計とすべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。	2
222	質問18 劣後融資の意味を述べよ	17	別紙2	2	(1)	a 何故劣後貸し出しの元本返済が含まれないのか理由を延べよ。 ひょっとして、劣後とは、株主融資を想定しており、株主融資=出資金と同じ扱いとの観点を取っていないか？ ファイナンスはTranscheを分けて投資家を募る(行う)ことが想定される。例えば、日本政策投資銀行が融資を行う場合、同行はシニアに必ず入るが、それ以外、例えば、地銀などの融資は劣後になる可能性がある。現実には、シニア、メザニン、劣後の三種類の組み合わせのファイナンスが想定される。これらは当然償還順位が異なるので、金利も異なる(金利については後述する)。もちろん、ここで記述している、劣後は株主融資をさしているのではない。 民間企業や、金融機関が使う「劣後」融資の理解と市の理解が異なっているのではなからうか。	ご意見として承ります。	2
223	サービス購入料の支払について	17	別紙2	2	(1)	a 「劣後貸出の元本返済相当額および支払金利相当額は含まない」と規定されていますが、事業者の劣後貸出元利金の返済原資、また資本金に関する配当原資は何になるのでしょうか。金融機関等から資金を調達しない場合は、サービス購入料1-1は支払われないのでしょうか。	優先借入金の元利金返済以外に係る資金調達費用等についても、サービス購入料1-1以外のサービス購入料として支払う予定ですが、詳細は入札説明書等で示す予定です。	2
224	基準金利の提案について	17	別紙2	2	(1)	b 基準金利は合理的・客観的な金利を各グループにて提案することとなっておりますが、数種類の金利条件が想定されます。当該ルールでは、提案する際採用した基準金利によってサービス購入料(定量評価におけるコスト)に差が現れます。提案評価の際公平な審査を行う上でも、当該条件については各グループ共通のルールで競争するべきであり、その共通ルールを貴市側にて提示することを強く望みます。(例：月日東京時間午前10:00にテレレート17143頁に発表されたTSR6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート)	ご意見として承りますが、事業者の借入に関する条件等は、原則提案によるものと考えています。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()					
225	基準金利の基準日設定について	17	別紙2	2	(1)	b	初回基準金利の設定日については、施設共用開始直前日としていただきたい。基準日をそれ以前とすると貴市の想定するサービス対価1-1支払開始日より前倒して事業者側の借入金が決定的なこととなり、その分先物金利が貴市の支払うサービス購入料に上乗せされることとなります。また、金融機関の利ざや相当（スプレッド）の確約についても影響が大きいと考えます。	初回基準金利の設定日については、民間事業者の意見と、市の予算制度の上の制約、金融市場の状況を考慮して、決定したいと考えており、入札公告時には示します。	1
226	質問19 大規模修繕費関連	17	別紙2	2	(1)		P18にある、市からの支払いのマナーは平準化である。従って、現実の費用の発生とは異なる。これにより次の様な矛盾点が発生する。 a. 実際のコスト発生とは異なるマナーにより支払われるサービス費の為に、SPCは本来払う必要の無い税金を払う必要が生じたり、又は、キャッシュのShortを引き起こす。このマナーで組み立てたCashflowを提出し、それをもとにした事業評価を行うと、現実とは乖離したものとなる。その矛盾をどの様にアジャストするのか？即ち、入札の提出書類で提出するcashflowとP/Lは、現実に合わせて作成したものとの間で二重帳簿の様形となる。 b. 現実問題として、当初（入札時）見積もった大規模修繕費用（操業開始前）と、実際に発生する大規模修繕のコストの違いが発生する可能性は十分にある。それは、見積もり違いや、リスク分担表ではカバー出来ない場合である。その場合のコストをリカバーする手段が完全に閉ざされている。これを救う道を提示すべきである。既に、金額の平準化により事業主体に対して資金的な矛盾を押しつけるのであればそれくらいの配慮はするべきであろう。 一方、この部分での記述は質問22、23でも指摘したが、P22、P27の記述との矛盾が大きい。	ご意見として承りました。	?
227	大規模修繕に係るサービス購入料	17	別紙2	2	(1)		何らかの理由により当初提案時に見込んでいた大規模修繕が不要（又はより大きな修繕が必要）となった場合でも、サービス購入料1-2を見直すことは無いという理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕費については契約書案等で示す予定ですが、現状では、ご質問にあるような見直しは想定していません。	2
228	「サービス購入料1-2」について	17	別紙2	2	(1)		大規模修繕計画作成の大前提として、契約終了に伴う施設の無償譲渡時に、炉をどの程度の状態で引渡せばよいのでしょうか？この点を明確に定義して戴かないと修繕計画が作れません。無償譲渡からあまり時間をおかずに、市の方で大規模に手を入れる計画なのか、あるいは取得した炉をなるべく長く生かす方針なのでしょうか？	業務要求水準書記載の業務、その他、それに付随する業務を継続して行うために支障ない状態で譲渡することを考えています。詳しくは契約書案で示す予定です。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()					
229	所有権移転時における修繕	18	別紙2	2	(1)	20年後の所有権移転時、建物および設備の状態はどの程度であればよろしいでしょうか。20年後には、防水が2回目の修繕時期を、また、ボイラー等の設備機械が交換時期を迎えると考えられます。これらを新品同様に引渡さなければならないのか、使用可能であればそのまま引き渡してよいのかについてお答えください。	業務要求水準書記載の業務、その他、それに付随する業務を継続して行うために支障ない状態で譲渡することを考えています。詳しくは契約書案で示す予定です。	2	
230	大規模修繕費の範囲について	18	別紙2	2	(1)	大規模修繕費というのは 価格(何円以上の修繕) 設備内容(火葬炉内耐火物積替・集塵器取替等)など、その範囲を質問いたします。(参考までに里塚斎場の灰の量の実績等をお知らせください。)	大規模修繕費については、契約書案で示す予定です。(里塚斎場の残骨灰の量は要求水準書に対する質問をご覧ください。)	2	
231	大規模修繕費の扱いについて	18	別紙2	2	(1)	20年を経過しても発生しない場合の大規模修繕費の建築設備・電気設備の取り扱いについて御指示願います。(例えば、21年目に発生しそうな場合の大規模修繕費) 例) 1. 設備配管類 2. 冷暖房機器類(冷房機器、ボイラー他) 3. 発電機 4. トランスなど	主要な設備機器などが、当初の設計図書に記載されている基本的な性能(容量、風量、温湿度、強度など計測可能なもの)を満たしている状態で譲渡することを考えています。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度の性能劣化を除く予定です。	2	
232	大規模修繕費の扱いについて	18	別紙2	2	(1)	「入札参加者は提案にあたって事業期間中の大規模修繕計画を示すものとするが・・・」とありますが、予想できない事態が発生し、突然修繕を要する事態になった時の取り扱いについて御明示下さい。 例) ボイラーが使用不能になり取り替えが必要な時 など	事業者の負担となります。但し、契約書の不可抗力や法令変更の規定に該当する場合は、主に市が負担することとする予定です。	2	
233	水光熱費について	18	別紙2	2	(2)	b	市が提示する想定火葬件数と実際の件数が異なっていた場合の水光熱費の変動については、市が何らかのサポートをして頂けるのでしょうか。	市は、市の示す火葬予想数を超えた火葬数増加に伴う光熱水費の増加分は支払う予定です。	2
234	光熱水費相当の算定に必要な事業期間中の想定火葬件数等の資料提示	18	別紙2	2	(2)	b	サ・ビス購入料2-1の光熱水費相当を算出するため、本件計画による事業期間中の想定火葬件数、及び既存施設の光熱費の10年間の実績表を提示願いたい。	事業期間中の想定火葬件数については、特定事業選定時に公表します。また、里塚斎場の光熱水費の実績については、入札公告時に公表します。	2
235	質問20 市が提示する「第2斎場の想定火葬件数」	19	別紙2	2	(2)	b	「第2斎場の想定火葬件数」の提示がない。	事業期間中の想定火葬件数については、特定事業選定時に公表します。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()					
236	第2斎場の想定火葬件数	19	別紙2	2	(2)	b	いつ、どのような方法で提示していただけるのですか。里塚斎場の修繕期間等を考慮されたものと考えて宜しいですか。	事業期間中の想定火葬件数については、特定事業選定時に公表します。なお、里塚斎場の修繕期間を踏まえたものとなっておりますが、全面休場は想定しておりませんが、全面休場は想定しておりませんので、影響は少ないものと考えています。	2
237	想定値との乖離についてのリスク分担	19	別紙2	2	(2)	b	光熱水費は市が提示する想定火葬件数を基に提案することとされていますが、実績が想定値から乖離した場合は事業者のリスクとなるのか、あるいは変動分につき料金等に加味されるのでしょうか。	市は、市の示す火葬予想数を超えた火葬数増加に伴う光熱水費の増加分は支払う予定です。	2
238	光熱水費の支払い方について	19	別紙2	2	(2)	b	「光熱水費相当の提案にあたっては、市が提示する「第2斎場の想定火葬件数」及び、（中略）、入札参加者が適当と考えるものを提案する」とありますが、水光熱費の中でも、特に火葬炉のエネルギー費は需要変動に左右されるものです。従って、水光熱費については、実費精算という支払い方になると解釈してよろしいでしょうか。仮に、実費精算でない場合は、火葬需要は後年度程高まりますので、それに応じた支払い方になる、つまり平準化払いではないという解釈でよろしいでしょうか。また、その場合、市が提示する「想定火葬件数」と実際の火葬件数との差異は考慮していただきたい。つまり、実費精算に限りなく近い支払い方にしていただきたい。	市は、市の示す火葬予想数を超えた火葬数増加に伴う光熱水費の増加分は支払う予定です。	2
239	除雪費用について	19	別紙2	2	(2)	c	「...入札参加者が提案する本件施設の内容等に基づき、運営及び維持管理にあたって必要と考える除雪費等を提案するものとする。」とありますが、除雪費用に関しては、各年の降雪量によって、大きく変動することが予想されます。その場合、費用変動分の扱いをどのようにするのか、明らかにしていただきたい。	降雪量の変動によるサービス購入料の変更は考えていません。	2
240	除雪費の根拠について	19	別紙2	2	(2)	c	除雪費用は、各年の降雪量によって大きく変動するものと思われませんが、その天候リスクについては事業者側のみでリスク負担をすることはできません。不可抗力リスクと考えてよろしいでしょうか。	降雪量の変動によるサービス購入料の変更は考えていません。	2
241	除雪費の根拠について	19	別紙2	2	(2)	c	除雪費用は、各年の降雪量によって大きく変動するものと思われませんが、その天候リスクについては事業者側のみでリスク負担をすることはできません。不可抗力リスクと考えてよろしいでしょうか。	降雪量の変動によるサービス購入料の変更は考えていません。	2
242	「固定資産税」について	19	別紙2	2	(2)		固定資産税のうち、建物部分については竣工後まで評価額が分からない訳で、入札時点では事業者が想定で税額を算出しますが、当該税金については札幌市が評価額決定後に想定税額と実際の税額との差額分につきサービス購入料の増減調整を行うのでしょうか。（実施方針16ページの「物価変動に伴うサービス購入料の改定」に該当するのか？）例えば実際の税額が想定を下回ったとき差額は事業者の利益になるのでしょうか、逆に上回ったときは事業者が泣かなければならないのでしょうか？	入札時点で事業者が想定した固定資産税額と、施設完成後に当該施設にかかる固定資産税額が異なっても、サービス購入料は変更しません。契約期間中に固定資産税率の変更等税制度の変更があった場合は、提案された固定資産税相当額を対象にサービス購入料を増減する予定です。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()					
243	想定火葬件数	19	別紙 3	2	(2)	b 光熱 水費	第2斎場における光熱水費について算定する場合、想定火葬件数について明記されていないが、各事業者の判断となるのでしょうか。	事業期間中の想定火葬件数については、特定事業選定時に公表します。	2
244	提案数値について	20	別紙 2	3	(2)		4/22に開催された実施方針等の説明会において、「入札時には、サービス購入料を構成する各項目毎に提案価格を提示する」という、説明者からのご発言がありました。サービス購入料1-2の大規模修繕については、サービス購入料の支払い方が明示されていませんので、年度によって提案金額が変わることは了解していますが、他の項目、例えば、サービス購入料2（業務委託料相当）についても、平準化払いでなく、事業者の提案により、年度毎のサービス購入料にばらつきがあつてよい、と解釈してよろしいでしょうか。	市は支払の平準化をPFI導入の目的のひとつとしており、最大年度と最小年度の幅を20%程度の範囲内で提案していただく予定です。詳細については、入札公告時に示します。	2
245	「提案価格の算出」について	20	別紙 2	3	(2)		「提案価格は、毎事業年度のサービス購入料を合計したものとするとあるが単純な加算でよいのですか？各年度ごとのサービス購入料を割引き現在価値で評価する必要はないのでしょうか？	入札公告時に示す予定です。	2
246	事業者の会計上の処理について	20	別紙 2	3	(3)		減価償却期間や会計・税務処理手法については、各グループの提案によるものとするがありますが、当該条件は提案する手法によってサービス購入料（定量評価におけるコスト）に相当の差となって現れます。提案評価の際の公平な審査を行う上でも、当該部分については各グループ共通のルールで競争すべきであり、その共通ルールを貴市側にて提示することを強く望みます。当該部分の提案内容の是非若しくは確実性について民間リスクとするのであっても、民間事業者の負える範囲でない場合もありえます。明確なご回答をいただければ事業提案（参画）も困難となると考えておりますので、貴市の明確な意思表示をお願い致します。	ご意見として承りますが、事業者の会計・税務処理方法等は、原則提案によるものと考えています。	2
247	「減価償却の期間等」について	20	別紙 2	3	(3)		事業者としては、20年後の施設無償譲渡に鑑み、税法の定める償却期間ではなく、契約期間（本件の場合は20年）内で償却を終えたい訳ですが、延払い基準を使い契約期間内に償却できるのか、あくまでも税法の償却期間が優先されるのか国税の考え方が明確ではありません。市が国税に照会して国税の見解を公表すべきではないでしょうか。事業者が個別に国税に照会しても明確な回答を得られない可能性もありますし、万一、国税が応募者毎に異なった見解や見込みを伝えた場合、収支計算の前提条件が著しく異なり、不公正な結果になると思います。	ご意見として承りますが、事業者の会計・税務処理方法等は、原則提案によるものと考えています。	1
248	税率等について	20	別紙 2	3	(3)		法人税等の提案金額計算の基礎となる税率については明示すべきではないでしょうか。	ご意見として承りますが、事業者の会計・税務処理方法等は、原則提案によるものと考えています。	1
249	里塚斎場の支出の公表	20	別紙 2	3		参考 サー ビス 購入 料の 構成	里塚斎場における支出の公表が可能か、ご指示願います。例：修繕費、人件費、物件費、電力料金、上下水道料金、燃料費、除雪費等	里塚斎場の費用については、入札公告時に示す予定です。	2

No	タイトル	該当箇所				意見 ・ 質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()				
250	モニタリングの費用負担	21	別紙3	1		モニタリングの費用負担について確認します。市の月1回の立入検査の費用 市が必要に応じてする利用者アンケート、葬祭業者・霊柩業者等のヒアリング費用 市が指定する検査機関に委託して行う排ガス等の検査・再検査の費用 ・ については市の費用負担、 については事業者の費用負担と考えれば宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	2
251	質問21 モニタリングの考え方	21	別紙3	1		市は月1回立ち入り検査を行うとあるが、いきなり市が業務遂行中に立ち入って来て、これから、立入検査をすると命じたとしても、斎場は運用のさなかにあり、対応出来ない(それに割く人的余裕はない)上に、顧客に対する迷惑となる可能性が高い。立ち入り検査を抜き打ちに行いたい気持ちがあるのは理解するが、毎月行う程の頻度であれば、それなりのルーチン化をせねば、業務の妨げである。日取りを決める、事前連絡を行うのは、業務を行う上でのマナーであると考え。抜き打ちにするとの理論であれば、何故、本件そのものを業務委託の形態を取らないのであろうか？(質問1の通り)	意見として承りました。	2
252	質の高いサービスの意味合い	21	別紙3	1		事業者は公共サービス向上意欲を持って「質の高いサービス」を提供する事を期待されていますが、「質の高いサービス」とは既設である里塚斎場における提供サービスと同等と考えて良いのでしょうか。またはそれ以上を必要されているのでしょうか。	同等以上と考えています。	2
253	排ガス等の検査について	21	別紙3	1		市が指定する検査機関に委託して排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告するとありますが、当該検査に要する費用分担はどのようになるのでしょうか。	事業者の負担となります。入札時に提示するサービス購入料に織り込んでください。	2
254	開庁日の定義について	22	別紙3	2	(1)	「開庁日」という用語を使用していますが、曜日等を用いて具体的に定義していただきたい。	契約書案で示します。	2
255	大規模修繕業務の業務報告	22	別紙3	2	(2)	毎年経常的に行われる経常修繕業務に対し、大規模修繕業務は一般的に5年毎などメリハリをつけた修繕計画を立てるものと考えますが、その場合、大規模修繕を行わない年度についても実施計画書を作成して、提出するのでしょうか。	大規模修繕を実施しない旨の書面を提出していただくことを考えています。	2
256	大規模修繕計画書の内容が異なる事項について	22	別紙3	2	(2)	「事業者が提出した年間大規模修繕実施計画書と、事業者の提案時の大規模修繕計画書の内容が異なる際には…」とありますが、内容が異なるとはどのような事なのか明らかにしていただきたい。	「年間大規模修繕実施計画書」は、前年度の施設の使用状況を踏まえて作成されるものであり、提案時に作成する「大規模修繕計画書」とは、内容が異なる場合が考えられます。	2

No	タイトル	該当箇所			意見・質問	回答	意見：1 質問：2		
		頁	第	()					
257	質問22 大規模修繕業務のコストの定め方に、P18で示す入札時の考え方と齟齬がある。	22	別紙3	2	(2)	P18より読みとる限り、入札時点で札に記述した金額が最終である様に見受けられる（質問19参照のこと）。通常大規模修繕は5、10、15、20年目に発生する。即ち、5の倍数。P18の考え方では、10年目に発生するコストは、6年目に既にバインドされて、平準化されて支払いが始まる。しかし、10年目の大規模修繕コストは前年度、即ち、9年目に迄に市に提出し、その承認を得ることになる。こちらは、寧ろ、単年度で翌年に起こるであろう大規模修繕費用を的確に知るとの考え方に基づく。当然こちらの方が現実的であるこの部分はもっと整理が必要と考える。即ち、平準化したコストでの支払いは入札評価目的のみであり、実際には、現実に発生するコスト主義であるという様な整理が必要ではないか。	ご意見として承ります。	2	
258	事業者へのインセンティブについて	23	別紙3	3	(1)	事業者が維持管理・運営において不適合を発生させた場合のサービス料の減額の規定はありますが、運営・維持管理において著しく良好であった場合、予想外の高稼働に対応した場合のサービス料の増額を与えることもご考慮いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。	1	
259	減額の対象について	23	別紙3	3	(1)	具体的な減額方法についての記載はありませんが、サービス購入料の減額については、サービス購入料の支払い停止と事業契約の解除の場合を除いて、問題を起こした業務の対象となるサービス購入料のみが減額対象となる、という解釈でよろしいでしょうか。具体的には、例えば、維持管理業務がペナルティ対象となった場合、サービス購入料2-1が減額対象となり、サービス購入料1（賃借料相当）まで影響が及ばないという解釈でよろしいでしょうか。	減額はサービス購入料全体から行う予定ですが、詳細は契約書案で示します。	2	
260	サ - ビス購入料の減額の考え方	23	別紙3	3	(1)	サ - ビス購入料の減額は、最大でも業務委託料相当（サ - ビス購入費2）のみを対象としていただきたい。	減額はサービス購入料全体から行う予定ですが、詳細は契約書案で示します。	1	
261	質問 32 設備作動についての確認	24	別紙3	3	(1)	b	施設概要に記載のある「火葬炉29基」と「入札公告時に示す炉数」との関係について述べよ。同時に第二斎場での火葬予想件数とそれらの数値の関係についても言及されたい。24～25ページにかけて重複記載と思われる部分があるので、訂正されたい。	設備作動不備に伴うサービス購入料の減額については、契約書案で再度示す予定です。	2
262	設備作動不備に伴うサービス購入料の減額について	24	別紙3	3	(1)	b	入札公告時にはサービス購入料減額の対象とする炉数が明示されるのでしょうか。もし明示された炉数以上の炉が作動しなくても、火葬件数が少なく全く火葬サービスに支障がなかった場合も、減額の対象となるのでしょうか。なお規定された炉数以上が作動しなかった場合でも、市へ直ちに報告等を行えば減額の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	設備作動不備に伴うサービス購入料の減額については、契約書案で再度示す予定です。	2
263	設備作動についての確認	24	別紙3	3	(1)	b	「入札公告時に示す炉数」という基準が示されていますが、どのくらいを想定されていますか。現時点でのお考えをお示ください。	設備作動不備に伴うサービス購入料の減額については、契約書案で再度示す予定です。	2

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()					
264	「サービス購入料の減額要因」について	24	別紙 3	3	(1)	b	25ページ8行目「また、要求水準抵触日から起算して修繕期間が1ヶ月を超えた場合には、市は上記と同様にサービス購入料を減額することができる」とありますが、事業者の責によらない理由で火葬炉等が作動しない場合で、その修繕にかかる期間が明らかに1ヶ月を超える場合であっても、サービス購入料は減額されるのでしょうか。	設備作動不備に伴うサービス購入料の減額については、契約書案で再度示す予定です。	2
265	質問 33 火葬炉以外の施設	25	別紙 3	3	(1)	c	具体的な範囲と程度を示せ。火葬能力とは直接関係のない設備、代替可能な機能もある。	モニタリングに関しては、契約書案で示す予定です。	2
266	サービス購入料の減額の具体的内容について	26	別紙 3	3	(1)	b	モニタリングによる業務水準を満たしていない場合の減額内容については入札説明書等で示すとありますが、現在想定している範囲で結構ですので、具体的内容についてご教示ください。事業参画を検討する為には不可欠の事項であると考えております。	モニタリングに関しては、契約書案で示す予定です。	2
267	契約の解除について	27	別紙 3	3	(1)	b	「市が本事由により本契約を解除する際には、支払を停止していたサービス購入料（減額後のもの）を事業者へ支払う」とありますが、事業者の責めに帰す場合による契約解除の場合にも係わらず、支払い停止部分のサービス購入料を支払うこととしている理由を教えてください。	要求水準に抵触している状態ではありますが、ある程度のサービスが提供されているので、その対価をお支払するという考えです。	2
268	質問23 大規模j修繕業務とは	27	別紙 3	3	(2)		大規模修繕業務の定義がない。市の支払いが実際の大規模修繕と乖離しているのに、いかにして、計画の乖離を確認するというのであろうか？そもそも、コスト平準化をして、存在しない修繕に対して、乃至、実際よりも少ない請求金額での請求といった価格システムと、実施計画との乖離を確認するとの考え方そのものがおかしいと考える。	大規模修繕業務については、契約書案で示す予定です。 実施方針の27ページの記載内容は、市が、事業者が前年度に作成した年間大規模修繕実施計画書の実施状況を確認する、ということのみを示したものです。	2
269	仕様書案に対する感想	全体					市民へのサービスの向上等市民の利益を実現するためのPFI事業と思われますが、面積、所要室、仕様等の要件が、事業者の提案を制限する印象を受けます。事業者の発想をより引き出すために、水準書の条件をもっと性能発注的なものにしたほうがよいのではないのでしょうか。	意見として承りました。	1

No	タイトル	該当箇所				意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()				
270	質問1 事業スキーム	全体				<p>2002年4月16日の札幌市厚生委員会を傍聴した結果、委員より極めて本質を衝く問題点の指摘がされている。その質問は以下の通り。今回事業規模が見直され、前回報告（昨年7月）よりも更に事業メリットが減った。（前回約9億、今回約6億）しかも、これは毎年出るメリットではなく20年間のメリットである。果たしてこのような少額のメリットを享受せんが為にわざわざPFIやる必要があるのだろうか？（なにがなんでもPFIありきという姿勢を批判。）この質問と同種の疑問は、事業者側に入る可能性を過去3年間検討した結果として弊社も持つものである。即ち、何故BOT形式の20年間操業形態を取らねばならないのか？その必然性は何処にあるのか伺いたい。因みに、同じく火葬場を民間事業で行うことを検討している越谷市の場合は、施設建設を業務委託割賦払いとし、運営部分を業務委託とすることで、一体型BOTとし、BOTで地公体を取り組む際に民間業者にしわ寄せの来る問題点をクリアに解決している。市の財源の逼迫を解決する手法としてPFIを導入する姿勢は評価するが、事業の持つ特性を理解した上で、事業スキームを考えるべきであろう。（注：越谷市の事業概要を検討していないので、返答出来ないとお答えにならない様に、越谷市（コンサルタント：日本総研）が公表している事業実施要項案を添付する）前回（昨年）の質問受付の折り、当社よりPFI事業についての考え方を提出させて頂いたが、それに対して、「斬新である。しかし、事業に振れすぎている」との口頭でのコメントを頂戴した。このコメントより、当社は札幌市が、本件を民間企業が通常行う「事業」とは考えていないことを理解した。又、サービスレベルについては「既存里塚斎場のレベルの上でも下でもあってはならない。何故ならば、市民に提供するサービスにはばつきがあってはならないからである。」とのコメントも頂戴している。当該コメントにより、当該事業は、民間による経営の自由度が殆ど無いものとなり、民間企業が取り組むメリットが薄れると共に、民間企業が通常行う経営の効率化、コスト削減、そして、顧客満足度の追求の道を閉ざされた「事業」であることを理解した。これにより導き出される結論は以下の通り。</p> <p>経営自由度の無い事業を民間に取り組ませるのであれば、その事業経営に対して、官は経営責任を取らねばならない。施設建築は割賦方式支払いとし、その支払い保証を官が行う。一方、操業そのものは民間企業に対する業務委託（要求水準書とおりで構わない）とすることで事業ではないことを明確にする。</p>	意見として承りました。	2
271	V F M詳細算定根拠の公表について	全体				特定事業の選定公表時に、事業者の自由競争を妨げない程度のV F M詳細算定根拠は公表されますか？	公表する予定はありません。	2
272	予定価格の公表	なし				予定価格は公表されるのでしょうか。公表された場合、それは上限価格とみなしてよろしいでしょうか。	予定価格は公表する予定です。予定価格を超過する提案は失格とする予定です。	2
273	施設譲渡時の状態	なし				運営期間終了後、市に対して譲渡することになっていますが、施設をどのような状態で引き渡せばよいのでしょうか。	業務要求水準書記載の業務、その他、それに付随する業務を継続して行うために支障ない状態で譲渡することを考えています。詳しくは契約書案で示す予定です。	2
274	20年後に無償譲渡する場合の要求水準	なし				20年後に無償譲渡する時点の、各施設の要求水準はありますか。特に火葬炉については、どのような状態で引き渡すことを要求されますか。	業務要求水準書記載の業務、その他、それに付随する業務を継続して行うために支障ない状態で譲渡することを考えています。詳しくは契約書案で示す予定です。	2